

RG 救対

ニュース No. 8

1978. 5. 25

巻頭言

「弁護人抜き裁判」特例法を粉砕せよ……………共産同(RG)被告団……………1

町田陸士長らの隊内反乱を断固支持する……………我妻正美……………12

接撃闘争勝利の教訓について……………共産同(RG)被告団……………18

一〇月一三〜一五日のハンスト闘争報告…………………………21

公判報告

検察官の訴訟行為の破綻をとりつくりろ京都地裁……………竹内毅……………25

竹谷同志出獄す…………………………31

公訴棄却申立……………竹内毅……………32

最終陳述……………境雅子……………41

意見陳述……………吉田稔……………50

連載(三)政治警察の取調べ時の言行録…………………………56

公判日程…………………………55

通信欄…………………………49

巻頭言

△一V

一九六〇年代後半から一九七〇年代初頭にかけて激動を上回る、国際国内階級闘争の激化がはじまっている。アメリカ帝国主義に後押しされてサダトとベギンがもくろんだ反動的「中東和平」のもくろみは、パレスチナ解放運動のイスラエルシオニストに対する奇襲作戦とその後のイスラエルの報復に対する徹底抗戦によってうちはやぶられた。帝国主義各国においてはブルジョアジーと日和見主義者、社会排外主義者、社会帝国主義者との域内平和に対するプロレタリアート人民の不満がたかまっており、三大陸人民の民族解放戦争と帝国主義各国プロレタリアートのブルジョアジーに対する国内戦との結合の条件が次第に成熟している。三月二六日の三里塚闘争は日本におけるプロレタリアート人民の革命的高揚のはじまりを示した。この闘いは米「韓」合同のチーム・スピリット作戦の直後に闘われたことよって朝鮮南半部人民の民族解放民主主義革命と結合して、共産主義革命にむかって進む日本プロレタリアートの階級闘争の存在を、国際ブルジョアジーにつきつけるものともなったのである。五月下旬の再度の三里塚空港開港阻止闘争は、開始された高揚の意義をしっかりと定着させるものとなるだろう。我々共産主義者同盟(RG)は、一九七六年一〇・一三検挙攻撃の教訓を慎重に学びつつ、国際非合法党建設の事業を押しすすめ、今日の激動に対する共産主義政党としての責務を果たしていく決意である。

△二V

闘いはこれからである。ブルジョアジーに対するプロレタリアートの国内戦を真剣に準備し、組織するためには、ブルジョアの合法

性に自分の活動を局限することのない、非合法組織の建設が不可欠であり、非合法の共産主義的活動が不可欠である。「政治的反対や抗議や、憤激のありとあらゆる現われを結びつけて、一つの総攻撃にする全国的な中央集権的な組織」「職業革命家からなりたち、全人民の真の政治的指導者たちに率いられる組織」(レーニン)「何をなすべきか」(国民文庫版一四八頁)をつくりあげることが、我々の緊急の組織上の任務であり、また幾百万プロレタリアートの共同の事業である。一九六〇年代後半の階級闘争の武装闘争としての発展が、ブルジョアジーの破防法適用を呼びおこして以降、第二次共産主義者同盟の党内闘争、分派闘争を通じて我々が直面してきた諸問題、一九七一年秋以降今日までの我々の非合法活動の経験は、現在大衆的に明らかにされ学ばれるべきだろう。我々はすでに『赤報』紙上において作業の一部を果たしつつあるが、今後更に継続して作業を果たすことを約束しておきたい。

△三V

プロレタリアートの自然発生的な闘争は強固な革命家の組織に指導されないあいだは、プロレタリアートの真の「階級闘争」にはならない。プロレタリアートの自覚と組織性の不充実によって、日和見主義者、社会排外主義者、社会帝国主義者の影響からプロレタリアートが身をふりほどくことができず、従って、ブルジョアジーに対するプロレタリアートの経済的屈従を真に打破すべき共産主義のための国内戦を闘うことができなかった。一九二〇年代・三〇年代の帝国主義国内階級闘争の敗北の経験からも我々は学ばなければならないだろう。今日形成されている幾多の大衆組織の共闘、及び共

同闘争を、社会党・共産党に対抗する「左派潮流」といったかたちで美化し、マルクス主義からの背教者達、労働運動におけるブルジョアの下僕達との断固とした分裂を組織すべき共産主義者の任務をあいまいにしようとする人々、大衆の革命的高揚を理由にして労働者大衆が自分を職業革命家に育て上げなくてはならず、非法法党と結びつき、それを鍛え上げなくてはならないのだという意識をひろめようとしぬ人々に我々は反対する。

例えば労働者の工場占拠や生産管理をそれ自体として美化し「社会主義をめざす労働運動」を主張する人々は、既成野党に対する左翼反対派でしかありえない。労働者の工場占拠や生産管理は個別の経済闘争の中から生れてくる闘争戦術であるが、それによって組合主義的政治を克服することはできず、資本の支配をうちやぶることはできない。

プロレタリアートの利益が、ブルジョアの利益と和解しえないように対立しているという共産主義的意識は、自然発生的な労働運動の外から共産主義者によって持ちこまれなくてはならないのであり、全面的な政治暴露を組織することを手段とした全人民的政治的煽動の活動によるプロレタリアートの政治的教育が不可欠なのである。そして、プロレタリアートが資本家の生産手段を収奪し、社会の共有財産に転化することによって、共産主義社会を組織するためには、プロレタリアートはブルジョア国家機構をことごとく粉砕し、プロレタリアートの独裁する国家権力をうちたてなくてはならず、ブルジョアとの国内戦のみでなく日和見主義者・社会帝国主義者との国内戦が不可避であること、共産主義政党は、このような真理をプロレタリアートにはっきりと語る義務があるのである。

こうして共産主義的政治を自主的につくり上げるべき政治的任務

に規定された我々の組織的任務は今日の激動の中で、大衆の革命的闘争への移行を助けるにふさわしい全国的な、中央集権化された、非法法の革命党の建設である。

政治局・軍事委員会、R.G.政治軍隊を国際非法法党的組織的基準とし、全国的な政治新聞を手段とした全人民的政治的煽動の活動を党活動の基本的内容におくという我々の主張は、ブルジョアとその国家に対するプロレタリアートの総攻撃のため、統一闘争の指導のために、すべての革命的勢力を集合し、組織する計画でもあり、我々の組織と規律、秘密活動の技術を鍛え上げながら、さまざまな方面から同時に全国的な戦闘組織を建設してゆく計画でもある。この計画を最後まで押し進めるために、我々はいまだ多くのことをしなければならず、理論的・政治的・組織的訓練をとげなくてはならないが、我々が自分の計画の意義についての正確な理解を定めているかぎりにおいて我々は一步一步確実に前進していくことができると考えている。

追記V

五月二日、成田治安立法が国会で可決された。また五月三日の新聞報道は、政府が弁護士会法の改正を唱え弁護士に対する懲戒の手段を手にしようとしていることを伝えている。ブルジョアは必死にプロレタリアート人民に立ちむかおうとしているが、そのことはより広範なプロレタリアート人民の革命的自覚と決意を呼びさますだけである。ブルジョアとその国家の打倒にむかう、プロレタリアートの密集した隊列を組織せよ。今こそすべての革命家、自覚したプロレタリアートはすつくと立ち、その剛勇の力量をあますところなく発揮しなければならない。

五月一三日

「弁護士抜き裁判」特例法を粉砕せよ

日本ブルジョア政治委員会である福田政府が、日本赤軍の獄中同志奪還武装ハイジャック闘争に対して、いかに「人命は地球より重い」（福田総理）などとして、その敗北を認知し、正当化しようが、事がすんでしまつてから「血を流してでも法治国家を守る」（瀬戸山法相）などと凄んで見せたとしても、福田自民党政府が、日本赤軍との闘いに屈服し、要求を呑んだ事実を取り消すことはできず、また、日本帝国主義国家の威信を失墜させた事実もまた取り消しえないものである。

福田自民党政府をはじめとして、日本ブルジョアの私兵供がハイジャッカーに対する消え去らない憎しみと腹いせとでもって、種々の「ハイジャック再発防止策」を考え出し、実行し、そして、その第三次対策として、刑法の一部改悪を企んだとしても、我々は、それを見当違いなどと言ってすまはしめない。ブルジョアにとつては、「テロリスト」や「過激派」の事件に関連する事柄はどんなに小さいことであっても、どんなに関連がうすいものであつても、やはり、無視しえないものであり、対策をたてないでは、安心してはいられないのである。ここに、わが「国民世論」形成の一旗手たる朝日新聞の二つの報道を引用してみよう。

「同本部（「ハイジャック防止対策本部」）は、ハイジャック犯のほとんどが確信犯であり、処罰の強化が再発防止への直接のキメ手にはならないにしても、法的に厳しい態度を内外に表明すること

共産同（R.G）被告団

「この刑訴法改正によって、ハイジャック防止の効果があるかどうか」については、法務省は、疑問視しているものの政府の「考えられるあらゆる対策をとる」との基本方針の下に通常国会での改正実現を目指すことにした」（七七・十・三一）

この二つの報道は、ハイジャッカーに対する政府の敗北が、正しく、国家的見地からの一大事であったことを示しており、かつ、「弱腰日本」から「法的に厳しい態度」をもつ「法治国家」への強い志向を政府がもっていることを示している。こうして、この刑訴法改悪は、他のハイジャック再発防止策（すなわち①日本赤軍入国内外を問わない追跡、反撃、②ハイジャック防止の国際協力、③ハイジャッカーの侵入に対する事前チェック、監視体制の強化、④「わが国の公安を害する恐れのある者」の出入国規制、⑤在外公館等の警備の強化、⑥ハイジャック法の改悪、⑦人質強要行為処罰法制定案等々）と並んで、「テロリスト」や「過激派」と対決し攻撃し「法治国家」すなわち日本のブルジョア国家の威信の回復を計る対策の一つとして、打ち出されているのである。

我々は、ここに、日本のブルジョア支配層が、「テロリスト」や「過激派」の鋭い不退転の闘いを生み出している、プロレタリアートの階級闘争の発展の前に、日本の「法治国家」が深刻な動揺状況

におかれていることを感ぜずにはいられないといった事態をみるこ
とができる。彼らは報復のために猛り狂って、矢つぎばやに法の改
悪を計つて来ているが、我々は、それを好個の煽動材料として、暴
露し闘つていかねばならないが、ともあれ見体的な刑訴法改悪の内
容について検討していこう。

(一)

刑訴法改悪案要網の要旨は、次の如くである。つまり、被告人が
訴訟を遅延させる目的で私選弁護人を解任し、又は辞任するに至ら
せたとき(第一号)や弁護人が訴訟を遅延させる目的で辞任したと
き(第二号)は、新たに弁護人が選任されるまでの間、そして、弁
護人が正当な理由なく公判期日に出頭しないとき又は裁判長の許可
を受けないで退廷したとき(第三号)や、弁護人が裁判長から法廷
における秩序を維持するため命じられて退廷したとき(第四号)は
当該公判期日に限り裁判所が「審理の状況その他の事情を考慮して
相当と認めるとき」、弁護人がなくても開廷できるとしたものであ
る。これを刑訴法第二八九条の例外規定として決めるといふもので
ある。

要するに、必要的弁護人が在廷しないといふいかなる場合でも、弁
護人抜きで裁判を開くことができるようにするというものである。

弁護人の辞任、解任などが「訴訟を遅延させる目的」のときだと
か、不出頭が「正当な理由なく」行なわれたときとが、そして、「
審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」とかの曖昧
な文言が、裁判官の恣意と自由裁量にもとづく決定しかもたらさな
いのは明らかである。このような直接的な意味では、弁護人抜きで
の必要的弁護事件裁判の訴訟促進は、どのような政治的意義を持つ
ているのか、法務省刑事局長伊藤栄樹が、法制審に要綱を諮問した

この改正案要綱と変わりのない言葉使いの文言から、我々がみて
おかなければならないことは、刑事局長が「過激派」事件をはつき
り名指しにして挑戦していることである。そして、また逮捕起訴、
勾留された「過激派」が当然にも、屈服せず、司法官には恐ろしく
きこえる「法廷闘争戦術」とか称して与えられた条件下で闘争を継
続、遂行していることが敵をひどく消耗させていることである。法
務官僚の頭では「過激派」の統一公判の要求や、百回指定裁判反対
や、週二回指定裁判反対の要求は「正当な理由のない」ものであ
り、そうした要求を掲げしかも、おどろくべきことに「弁護人も、
このような被告人と意思を同じくして」法定闘争を展開しているこ
とは、「法定の秩序を乱す」ことになるのではある。彼ら法務官僚
は、こういう言葉でもって、実は革命家やプロレタリアートや被抑
圧大衆が、公判闘争をも、プロレタリアートとブルジョアジーの間
の階級闘争の一構成として、闘わんとしていることを隠蔽し、かつ
抑圧しようとしているのである。「異常な事態」とは、そういうこ
とにすぎない。

更に、また、刑事局長はつづける。

「異常な事態」は言いかえれば、弁護人の「弁護義務の懈怠」で
あり、「弁護権の放棄」でもあるから、そのような場合には、「裁
判所が審理の状況その他の事情を考慮して、相当と認めるときに限
り、弁護人がなくても公判期日の審理を行なうことができるものと
することは、刑罰権の適正迅速な審理を確保するという刑事訴訟の
目的にも適合し、迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすう
えからも必要であり、また、これ以外に訴訟の円滑な進行を図るた
めの相当な方法 えられる。」

憲法の要請している迅速裁判が本来被告人の利益を慮つてのこと

際の「法制審議会における刑事局長院明」について、みることによ
つて明らかにしていこう。

すでに、日本弁護士連合会は、刑訴法改悪に対して「刑事被告人
はいかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」
という憲法第三七条第三項に違反していると反対しているが、こ
れに対して、伊藤刑事局長は現行刑訴法が正しく現行憲法の要請に
もついで制定されたことを無視して、「必要的弁護事件を規定す
るかどうかは立法政策の問題として、刑事訴訟法が定める問題であ
り、憲法の要請そのものではない」などとペテンの言い抜けにまでつき
動かしている政治的、階級的動機を暴露せねばならない。

伊藤刑事局長は、まずはじめに次のように述べる。

「最近、この必要的弁護事件のうちある種のものについて、弁護
人がいわれる法廷闘争戦術として、正当な理由がなく、公判期日に
出頭せず、裁判長の許可を受けないで退廷し、あるいは、法廷の秩
序を乱して、裁判長から退廷を命ぜられ更には、訴訟を遅延させる
目的で辞任するなどしたため、公判期日に予定された審理が行なえ
ない」「特に、社会の耳目をしよう動させた過激派による著名な事
件等におきましては、勾留中の被告人がしつように統一公判を要求
して、この要求貫徹するため、実力により公判期日に出頭を拒否
するだけでなく、弁護人もこのような被告人と意思を同じくして、
正当な理由のない不出頭、退廷を繰り返し、更には、訴訟遅延の目
的で、辞任するなどしたため予定された公判期日における審理がし
ばしば不可能となる事態が生じた」。それ故このような「現行法の
予想しなかつた異常な事態」に対処するために「刑事訴訟の促進」
として、刑訴法第二八九条に「例外規定」を設けるのだという。

であるが、この刑事局長が言っている中では悪用、逆用されている
ことについてはのべないが、我々はここで、刑事局長が、ある極限
に至つて現行憲法にもとづく裁判形式を自ら、恣意否定し去つてい
ることをみなければならぬ。

まあ、想つてもみよ。被告人、そして弁護人もいずに、それに聴
衆もいない中で黒衣の裁判官とドブネズミルックの検察官が、証人
と証拠物を前に掛け合いをやって判決を下すぞつとしない光景を。
これはもう名前だけの裁判である。

彼ら法務官僚の本音は、刑事局長の言葉の中ではっきり表われ
ている。すなわち「刑罰権の適正迅速な実現」のためには「弁護人
抜きの裁判」、「これ以外に訴訟の円滑な進行を図るための相当な
方法は考えられない」。これはもう、本当に裁判というものではな
い。「過激派」の懲罰報復のためには裁判形式などは、ほんのちよ
つぱりあれば良いというのである。久しい以前から言われていたよ
うにこれは、懲罰のための事務処理と言われるのがふさわしいもの
となつていのである。

この「過激派」もつとも、この名称は、革命的左翼に対して
ブルジョアジーが与えた名譽ある称号であるが、一に属する被告に
対する裁判の「迅速」化の最大の眼目はどこにあるのか。刑事局長
は、日本の「法秩序」と「司法権の權威」の将来について非常に心
配に次のように言う。

「この種事件(ハイジャック事件)の再発防止のための何よりも
肝要なことは、すべての国民が法秩序の尊厳を認識し、これを暴力
で破壊しようとする無法な要求には断固たる態度でもって対処し、
あくまで法秩序を守り抜くとの決意を一にすることである」「この
ような観点からいたしますと法秩序を守る最後のとりでともいいうべ

して、ブルジョアは「法治国家」を利用して、プロレタリアートをブルジョアに経済的に服従させているのであるが、それはさておき、伊藤刑事局長が、個々の法律違反ではなく法秩序一般を問題にし、「法秩序の尊さを認識し、これを暴力で破壊しようとする無法な要求」に断固たる態度でのぞむと表明したこと、裁判制度が適正円滑に運営されることは、何にもまして重要であり、その運営が適正を欠くとなれば、国民の法秩序に対する信頼、更には、これを守りぬくとの決意は大きく揺らぐこととなる。「万にも再び不幸な事態が生じ、訴訟の不当な遅延のゆえに、またまた係属中の被告人が無法の輩の手によって、奪い去られるようなこととなれば、司法権の権威は全く地に落ちてしまうものといわなければなりません。この意味からも、一部過激派関係事件等の不当な訴訟の遅延に対しては、緊急の是正の方途を講ずる必要があると考へる」

若干長く引用したが、これで良くわかるように、政府自民党はハイジャック事件で「マスコミ世論」が「テロリスト」「過激派」非難に大合唱するのに乗せ、そして「弱腰日本」の汚名挽回に「法秩序の尊さ」を一大国家的事由にして、「過激派」裁判の迅速化にとりくもうというわけである。

ところで一体、一般に誰が誰のために法律をつくるのか？資本主義社会では、支配階級たるブルジョアが、ブルジョア階級の利益のためにブルジョア階級の階級意志を国家意志として表わしたものが法なのである。およそ超階級的な法なるものは、ブルジョア階級が作りだした神話である。そして、法秩序の維持とは、プロレタリアートの抑圧のため、プロレタリアートから闘争手段と闘争方法とを奪い去るためのブルジョア階級の大義名分なのである。こ

(三)

我々は、現在、プロレタリアートとブルジョアとの間の新たな形での階級闘争の発展の門口に際会している。こうした徴候は支配者ブルジョア階級にあっては「現行法の予想しなかつた異常な事態」という形で感じられている。かつて一九五〇年代における武闘闘争の時代の一つのエポックをつくったメーデ事件の裁判に対して、ブルジョア階級は被告人不出頭の場合でも、審理を行なうことができるように刑罰法の改悪（第二八六条の二項、一九五三年）を断行したが、それから二五年後の今日、またも、今度は弁護人抜きに必要な弁護事件裁判の開廷、審理を可能とする刑罰法第二八九条の改悪を押し進めようとしている。このような刑罰法の改悪は、伝えられている刑法改悪、監獄法改悪、少年法改悪等と相まって、ブルジョア階級が、ますます広がっていくばかりでなく、ブルジョア階級を根底から打倒しようとする深さにおいても発展しているプロレタリアートと被抑圧大衆の闘争への攻撃を「法秩序の維持」の名の下にやりやすくし、正当化しようとするブルジョア階級の一つの準備に他ならない。

資本制の生産様式の不可避の結果である不況、インフレ、失業生活困窮、社会的悲惨の増大は、プロレタリアート、被抑圧大衆に耐えがたい憤激をかき立たせ、そしてまた帝国主義の侵略と反革命とに対する憤激は満ちており、更に被抑圧民族、部落民、婦人、障害者等に対する帝国主義の差別と抑圧に対する怒りと闘いは広がり、そして、階級闘争は不可避に武装闘争、革命戦争へと発展せざるを得ないことは、今や広く承認されている。

このような階級闘争の事情は、社会排外主義、社会平和主義の潮流及び社会帝国主義の潮流と労働運動との結合と闘争し、革命

は、革命的左翼の政治闘争がブルジョア法秩序を大きく揺り動かしていることを物語っているということなのである。そして「過激派」の「正当な理由のない」要求にもとづく裁判闘争も、このブルジョア法秩序の破壊に一役買っているということなのである。ブルジョア階級やその私兵たちが、現行法の枠内ではブルジョア階級の利益のためにプロレタリアートの闘争を抑圧することもまたそれを隠蔽することもできず、自らもまた、様々な現行法を無視し、違法な振舞を通してプロレタリアートと被抑圧人民の闘争の弾圧を遂行してきたことは、すでに色々な形で告発され、いま明らかになっていくことである。こうしたことは、もはや、法秩序の維持者と「無法者」との間の争いではなく、プロレタリアート、被抑圧大衆とブルジョア階級の間の闘争として事態の推移を考察し、それに正しく反応せねばならないということをお我々に教えているのである。ブルジョア階級がいかにプロレタリアートを被抑圧大衆に対する弾圧をやりやすくするために、「法秩序の尊さ」を訴え、法律改正を行なっているか人心をたぶらかす試みを繰り返そうとも、それは、プロレタリアートと被抑圧大衆の政治闘争の発展の前に再び色褪せ、ますます「法秩序」に対する信用は消滅していくであろう。

血塗られた「司法権の権威」の錦の御旗の防衛のために、その「法秩序の最後のとりで」を守るために、「過激派」の裁判の迅速化は今や緊要の課題として、自民党政府に課せられており、彼らは「過激派」の裁判闘争の封殺と懲罰二階級の報復のための儀式としての裁判の仕上げのために刑罰法改悪へとつき進んでいるのである。

マルクスレーニン主義の復権にもとづく国際非合法党の建設プロレタリアートの経済的解放の達成と帝国主義の打倒とプロレタリア独裁樹立の当面の任務の実現とを目指す、党の活動の重点に帝国主義のプロレタリアートをはじめとする被抑圧人民に対する経済的、政治的、社会的抑圧のいっさいの現れにたいする闘争へプロレタリアートを呼びかける全面的、全人民的政治煽動をおき、かつ階級闘争の全ゆる事態に用意をもち、「階級闘争と人民の憤激の一つ一つの火花を吹きおこして径般的な火事にする」ことのできる革命党の建設という課題が強く要請されている。我々は、党建設の新たな段階へ向けて着実にこの課題を解決していくであろう。

刑罰法改悪に対する獄内外の結合した闘争は、以上の党建設の課題と結びつけられなければならない。「過激派」の裁判の「迅速化」という名指しのブルジョア階級の挑戦に対して我々は断固と対決し、国際非合法党建設と党活動の飛躍の強化のために、この闘争を利用して、更にまたプロレタリアートの政治的教育のための政治的暴露、政治的煽動のために役立てねばならないであろう。

(補) 日本共産党宮本一派の「トロツキスト」攻撃に対決し、弁護人抜き「特例法」立法化粉争を押し進めよう。

① 法務省は、刑罰法一部改悪反対運動の広汎な高まりの中で、野党対策も含めて反対運動の矛先を鈍らせるため、刑罰法の一部改悪としてではなく、「刑事事件の公判の開廷についての特例を定める法」(以下「特例法」と略)として、単独時限立法として国会へ提案することを決定し、二月十三日の法制審議会では了解をとり、三月七日には閣議で決定され、「特例法」は今や今国会に上

呈されようとしている。

法務省は、この「特例法」という立法形式によって、「過激派の法廷闘争対策としての緊急避難的措置」であることをより一層明確にしたとしているが、その舌の根も乾かぬうちに二月十三日の法制審議会で「(過激派と)同じ法廷戦術が一般事件で行われれば当然適用される」と言い切り、結局は、刑法の一部改悪と同じ役割を果たすものであることを自ら明らかにしたのである。

このような、法務省の小手先の枯息な策動はかえって政府、法務省の政治的、階級的意図をますます明白にするものである。

② すでに、東大闘争裁判以来、裁判所はその戦権主義的立場から強権的な訴訟指揮をもって違法な「弁護人ぬき裁判」を行ない、最近にいたっては月6回から7回にもなる公判期日一〇〇日指定という「非常識」な訴訟指揮を強行しようとして、弁護側とトラブルをおこし(連合赤軍事件)、また交代した裁判長が月二回開廷等の了解事項を一方的に破棄し、月四回期日指定し、反対し抗議し出廷を拒否した弁護人、被告人不在の法廷でこれまた「弁護人ぬきの審理」を強行(「連続企業爆破事件」)するなどして「訴訟促進」を計ってきたのである。これらの例でも明らかなく訴訟手続き上の紛争の原因は、裁判所側の不法不当な強権的な「訴訟促進」策にあるのであつてならぬ被告人・弁護人の「法廷闘争戦術」にあるわけでない。この「特例法」立法化はこうした檢察側の国家刑罰権の早期実現に迎合する裁判所の不法、不当な強権的な訴訟指揮を合法化、正当化し、合わせて訴訟紛争の責任を「過激派」の被告人、弁護人に転嫁しようとするものに他ならないのである。そしてまた、この「特例法」立法は、「過激派等の事件の『訴訟遅延』を疑う余地のない自明の事実とし迅速な刑罰権の実現を

現在の「過激派」とブルジョア国家権力との間の武装闘争、暴力的闘争は、プロレタリアートのブルジョアジーに対する国内的国際的な階級闘争の昂揚と発展に基礎をおいているのであり、帝国ブルジョアジーの侵略と反革命、暴力と反動「不況」の犠牲の一切をプロレタリアートと勤労大衆におしかぶせ(首切り、賃金切り下げ、その他社会的悲惨など)していることに對する、プロレタリアート、被抑圧人民の耐えがたい怒りに根拠をおいているのである。

帝国ブルジョアジーとその国家権力は、その避けられないプロレタリアートとの激突のために反「過激派」キャンペーンをはり「民主主義防衛」「法秩序維持」「法治国家防衛」を叫びたて、プロレタリアート大衆から、闘争手段と闘争方法を奪い去ろうとして準備しているのである。「民主主義防衛」が民主主義の制限の別の名前であり、「法秩序維持」「法治国家防衛」がブルジョア国家権力の無法な行為と、プロレタリアートと被抑圧人民に對する暴力と迫害とを意味することをこの間の三里塚闘争の中でも、プロレタリアート大衆はまた一層よく学んできた。だからプロレタリアートは、その民主主義的闘争(政治活動の自由を求める闘争)においてより一層広範で公然たるブルジョアジーとの闘争の条件を切り開きつつも、齒まで武装した帝国主義ブルジョアジーの攻撃に反撃し、ブルジョア国家権力を打倒し、プロレタリア独裁権力を樹立する闘いのための組織を建設し、打ち鉾え、闘争手段と闘争方法を豊富にし切り開いていく必要があるのである。

プロレタリアート、被抑圧大衆の階級闘争の昂揚発展に對処するため、「治安体制強化の方策の一環」である刑訴法改悪のね

はかるため、訴訟促進の障碍となつていゝる弁護人の抵抗を、必要的弁護制度に例外を設けることによつて突破し(「法律時報五〇卷三号・P二八)つまり、すでに被告人抜き審理は合法化されているから、弁護人の法廷での弁護活動にたがをはめるか、排除して強権的な「訴訟促進」また「弁護人抜き裁判」を合法しようとするものなのである。

こうして、この「特例法」立法は、憲法三一条(適正手続の保障)、憲法三七一条(公平な裁判所、公開裁判)、同三項(弁護人依頼権)等に違反するものであり、つまり、刑事被告人の人權と民主主義的權利とを侵害しかつ、当事者主義公開裁判制度を否定し、戦権主義的密室裁判制度を復活させていこうとするものである。

そしてまたこのような「特例法」立法化策動の階級闘争上の意義については、在野法會の目には、次のように映つてゐる。「では今回の刑訴法『改正』の本当のねらいは何か。司法官僚がめざす迅速な訴訟進行に協力しない弁護人の弁護活動を規制し排除して、刑事裁判を治安目的優位の手續に変質させること―これこそ刑訴法改正要綱のねらいとするところであつて、その意味で今回の刑訴法『改正』の動きは治安体制強化の方策の一環であり、刑法『改正』、少年法『改正』そしていゝゆる司法反動の動きとし同質同根のものではないのか。」(法律時法五〇卷三号・P八)

③ プロレタリアートと被抑圧人民は、この「特例法」立法に反對しなければならぬ。特に、プロレタリアートは「過激派の異常な裁判遅延闘争に對処すること」などとして、反「過激派」キャンペーンの階級的性格を曝露しつつ刑訴法闘争を闘わねばならぬ。

らいを曝露し、民主主義闘争たる刑訴法闘争を全ての政治運動は労働者階級の経済的解放のための闘いに從属して闘かわねばならぬという原則の下に、プロレタリアートは、ブルジョアジーの政治的支配を断ち切り、ブルジョア国家権力の打倒プロレタリア独裁権力の樹立、共産主義革命のための闘いの有利な条件をかちとるため闘いの一つとして、大衆的に闘う必要があるであらう。

④ しかし、日弁連は闘つて、立法化を阻止することに力を注ぐのではなく、「自主規制路線」に足を踏み入れ、日本共産党官本一派は、「口実をあたえたトロツキスト集団の妄動」を叫びまわることによつて、プロレタリアート大衆が正しく刑訴法闘争を闘うことに敵対し始めている。

商業新聞の報道によれば、宮田光秀日本弁護士連合會會長は、「弁護人抜き裁判」に對して、次のような対案を示したとされる。「立法化に代わる対案として①法會三者による「法廷対策連絡會議」を中央、地方の両レベルで設置し、紛糾事件について打開策を協議する。②国選弁護人が必要なときは、責任をもつて推せんし、弁護士會が財政援助を行う。③懲戒委員會の委員を増員し議案事案を迅速に処理する―などの具体案を會長私案の形で明らかにした。…正式の対案としてまとめあげる予定…」

(朝日新聞二月十一日)

このような対案は、結局のところ、法務省側の「被告人が、弁護人と共謀の上、法廷闘争戦術として」訴訟を遅延させているという改正理由の宣伝をふりまいてゐる事情の下では、その宣伝に屈服し、いわゆる「一部弁護人」の瑕瑾なものを認めていくものとならざるを得ないのであり、裁判所の強権的訴訟指揮を具体的に、明確に曝露し、かつ裁判所がブルジョアジーのプロレタリア

トに対する戦争機関の一部に他ならないことを曝露してブルジョアジーの攻撃をはねかえすべき、プロレタリアート人民の大衆的な闘いでもって刑法闘争を闘うのではなくして、弁護士会の自主規制でもって闘争を収束させていこうというものならざるを得ないのである。自主規制路線では問題は解決しないし、政府、法務省の「特例法」立法化策動に太刀打ちできるものでは全くない。この自主規制路線は、政府、法務省の「過激派」の被告人、弁護人の裁判遅延戦術に対処するという設定に正しく有効に対応していない結果である。

④ ところで、この法務省の「過激派」攻撃宣伝に屈服し、「過激派」の事件と裁判とを赤裸様に攻撃し、弁護士会の自主規制路線に根拠を与えようとしているのが日本共産党宮本一派である。

(「前衛」三月号 松井繁明論文参照 P二二八)

彼ら宮本一派は、一応刑法改悪による「弁護人なし裁判」の「恐るべき」危険性を説き、憲法違反「戦前の暗黒裁判をうまわる」、「この『弁護人なし裁判』はハイジャック事件などだけに適用されるのではなくすべての刑事事件に適用される」として改悪に反対している。

しかし、宮本一派は「……一連の過激派事件とその裁判闘争のすすめ方について国民のきびしい批判はそれ自体正当なもの……」(P二三一)などとして、法務省と全く同様に「過激派事件」と「過激派の裁判闘争」に対して攻撃し、「国民」をけしめる役割を果たし、かつまた今回の刑法改悪の口実を「トロツキスト集団」が与えたとして、「トロツキスト集団」に責任を転嫁しているのである。いわく「(過激派事件は)社会の進歩や民主化とはいささかかわりのない凶悪犯罪」、「(過激派の法廷闘争

は)とうてい広範な国民の支持を受けられない挑発的法廷戦術をくりかえしてきました」そしてまた「そしてまた今回の刑法改悪『弁護人なし裁判』についても、政府に絶好の動機と口実をあたえたかれらの責任はきびしく追及されねばならない」(以上 P二三一)。彼ら宮本一派は、本当のところ訴訟上の紛糾が裁判所の強権的訴訟指揮が原因で起きていることを認めていないのである。「過激派」の被告人と弁護人がそれぞれ、裁判所の強権的訴訟指揮に身を延して闘っているのを「政府に絶好の動機と口実をあえた」と悪態をついているのである。このようにして彼らは「過激派」攻撃宣伝をプロレタリアート、被抑圧人民の間にふりまくために、「刑法改悪反対のたたかいを真に国民的規模に発展させる」と称しているのである。

六〇年代終わりから、ますます、プロレタリアートとブルジョアジーの階級闘争が広範に公然となり、それにしたがってブルジョア国家権力の「資本の労働に対する戦争の機関」としての性格が増々明瞭になってきている中で、宮本一派は「戦後民主主義」の夢の延長上に、民主連合政府樹立路線(七〇年十一回大会)をうちだし、綱領からプロレタリア独裁をおろし、マルクス主義から背教し、共産主義に変えて「自由と民主主義」を標榜し、革命的プロレタリアートに敵対し、革命的左翼の討伐を政府の尻押し(いわゆる「泳がせ」論)をすることによって進めてきたのであるが、今回の刑法闘争においても、昨年の参院選の敗北、袴田問題などによる民主連合政府路線の破産の明確化と宮本一派の腐敗の露呈の中で、いく分頼りなげではあるが「トロツキスト集団の盲動」への攻撃に血道をあげて、自己の破産を隠蔽し、革命的プロレタリアートに敵対しようとしているのである。

宮本一派は「こんどの刑法改悪『弁護人なし裁判』もまた、こうした『日本型ファシズム』の実現をめざす策謀の一環」(P二二三)としているが、彼らは「日本型ファシズム」をもち出すことによつて、彼らの綱領つまり「自由と民主主義」の正当化言つてみれば、共産主義を自由主義と同義語に転落せしめブルジョア民主主義を美化する立場を正当化しようとしているのである。

事實は、帝国主義ブルジョアジーとその国家権力がブルジョア合法性を放棄しプロレタリアートの階級闘争の高まりに直面してなりふりかまわず、プロレタリアート大衆にむき出しの階級的攻撃をしかけてきているのであつて(帝国主義の侵略と反革命、暴力と反動)、このような事情の中にあつては、民主共和制の千年王国の夢でプロレタリアートをねむりこませるのではなく、プロレタリアートの経済的解放の大目的の達成のために、ブルジョア国家権力の打倒とプロレタリアート独裁樹立のために、プロレタリアートを政治的に教育することが重要な任務になつていのである。こうした任務に宮本一派は敵対し、「社会の進歩や民主化」とか「国民の自由と民主主義」とか叫びまわっているのである。彼らは「民主主義」が「階級闘争をいっそう明瞭に、いっそう広範に、いっそう公然と、いっそう激化するにすぎない」(レーニン)のものであり、かつ、民主主義による政治支配がブルジョアジーのプロレタリアートに対する経済的支配を隠蔽していることに目をつぶつて、ブルジョア民主主義の美化と実現にまい進しているのである。

こうした立場から、宮本一派は「一連の過激派事件とその裁判闘争」に対する「国民のきびしい批判」をうんぬんして、革命的

左翼と革命的プロレタリアートに敵対し、「トロツキスト集団の妄動」を宣伝すると共に「弁護士の問題については弁護士会の自治能力のいっそうの向上によつて解決すべき」という自主規制路線に刑法闘争を墮落させようとしているのである。

⑤ 革命的プロレタリアートと被抑圧人民は、自主規制路線に反対し、宮本一派の「トロツキスト」攻撃と闘争し、正しく刑法改悪阻止闘争を押し進めねばならない。

町田陸士長らの隊内反乱を断固支持する

東拘在監 我妻正美

今年一月・陸上自衛隊の市ヶ谷駐屯地において、七五年の同駐屯地所属部隊の「反戦自衛官」戸坂陸士長の反乱に続き、再び「反戦自衛官」の隊内反乱が起った。

革命的プロレタリアートは、労働者階級の経済的解放を大目的とする共産主義革命とその事業の利益という独自の見地からこの自衛隊兵士の反乱の革命的意義を評価し、断固支持して闘わなくてはならない。このような闘いは、労働者階級が資本家階級を打倒するためにブルジョア国家機構・なにかんずく軍隊を粉砕する上で必要であるばかりか、同時に、労働者階級の武装と革命軍建設及び革命戦争を遂行しプロレタリア独裁権力を樹立するためにも必要な闘いである。そのためには、自衛隊兵士に対する共産主義的な政治的宣伝・煽動を軸とした自衛隊の内外での組織活動を更に強化してゆかねばならない。

今回の自衛隊兵士の反乱は、最近の国際的な資本家階級相互の帝国主義的市場分割の進行と言う情勢の下で、日本帝国主義が、自己の不可避的な路線である侵略・反革命戦争に向け、「一歩前進右旋回」を「安保・防衛問題」「防衛論議の右旋回」をカナメとして『政治技術』とは、それぞれの情勢の下でカナメを握ることであるが「安保・防衛問題」がなぜ今日のブルジョア政治のカナメになるのかは重要な問題である『押し進めていることへのプロレタリアートの側からの一つの回答である。

「安保・防衛問題」とは、ブルジョアジーにとって軍事的には、

軍隊と戦争の問題に帰着する。ところで、この軍隊と戦争を直接、実際に担うのは、資本家階級やその寄生者共ではない。このような真理は、資本主義社会内部での産業戦争の部面についても言えることである。つまり、血を流し汗を流すのは資本家ではない。例えば、「自衛隊賛成」などと吹聴する人間。彼らは自分を安全圏におき、自分と自分の子弟だけは軍隊や戦争の担い手にしたくないと言ふホネネを持っている。又、ホネネと真理を隠蔽する能力を政治家の重要な条件としているブルジョア政治家のうちの一人である防衛政務次官竹中某の場合はこっけいである。福田内閣の「防衛論議」の煽動に調子づいたこの男は早速、全自衛隊員に向けて訓示をたれている。これまでの「自衛隊」戸縮論」を修正し、新たに「自衛隊」猛犬論」の自説を得意気に述べた。

「しかし猛犬は鎖をつけたままでは屋敷（ブルジョアジーの）の外へ出て行くかもしれない。（おお、なんとオソロシイ！）この鎖の端はシビリアン（飼主たる吾々ブルジョアジーが！）コントロールで外へ出ないようにつかりと押さえられている」（『朝雲』）と。（自衛隊の高級幹部諸官「自衛隊猛犬論」を大いに宣伝してくれたまえ！）

このようなブルジョアジーの番頭共の訓辞に対し、右翼ファシスト・ゴロツキ分子の隊員か、ゴマスリ分子の隊員でもない限り、シラケざるを得まい。そして、彼らは思う 「自衛隊はブルジョアジーの番犬だと左翼が言っているのは真実かもしれない！俺たちはプ

ルジョアジーの番犬に志願した覚えはない」と。だが、自衛隊員諸君・竹中某の「自衛隊猛犬論」が言っているように、諸君が自覚しようとしまいと諸君はブルジョアジーの番犬なのだ！諸君は、プロレタリアートと共に、その番犬たる地位と屈辱・及び鉄鎖と首輪を切るためブルジョアジーを咬み殺す闘争に参加しなければならぬのだ！資本家階級によって憎悪されている革命的プロレタリアートの革命闘争は、諸君の番犬としての屈辱的地位を廃止する唯一の闘争であるのだ！

今日の資本主義社会に於てブルジョアジーは、プロレタリアートを産業戦争と産業軍の直接的担い手として自己の致富のため労役させている。更に、あくなき強欲を満たすため、侵略・反革命戦争の担い手として我らを狩り出そうとしている。このブルジョアジーのあつかましい要求は、彼らが自分達自身では何一つ成し得ないことを証明してないだろうか。それに比べプロレタリアートは、自分達にとって全く利益の無い有産階級のみ利益となる戦争を担い、相互に殺し合い、屠殺されてきた。だから、プロレタリアートが今度、自分達自身の利益（プロレタリアートの経済的解放）のために、国際的に団結し、自国の政府とブルジョアジーに対する戦争を闘う能力を示すかどうかは、疑うことができない。

ブルジョアジーは、自らの階級的利害を社会一般の利益に見せかけるために、「安保・防衛問題」での「国民的合意づくり」なるものを策略している。このブルジョアジーのギマンに満ちた策略に対して、日共官本一派を先頭とする小ブル政党は、基本的に賛成し、細目で異議を唱えて、プロレタリアートを欺いている。およそ「安保・防衛問題」であろうと、他のいかなる政治問題であろうと、ブルジョアジーとプロレタリアートの間に「合意」・即ち、利害が一

致するなどということは原則的にあり得ないし、又、あったためしがない。しかし、賃金奴隷主としての自らの利害をみたくために、賃金奴隷としてのプロレタリアートを動員しなければならぬブルジョアジーは、「安保・防衛問題」が社会一般の安全保障であり、防衛の問題であるかのように言うことによって、プロレタリアートを組織しようとしているのである。

ところが、日共官本一派は、ありもしない「国民的合意」をあたかも可能であるかの如く語り、嘘偽を宣伝し、プロレタリアートに奴隷の思想を注入し、武装解除を強いる役目を果たしている。資本制的生産様式を土台とする社会に於ける全ての政治問題は、この社会が、資本制的生産様式に基づき、生産手段を独占するブルジョアジーが無産のプロレタリアートを経済的に服従せしめ、賃金奴隷としていることを基礎にして発生している。この資本制的な奴隷制の永続化を根本的利益としているブルジョアジーと、この奴隷制の廃止を根本利益としているプロレタリアートの間に利益の一致（合意）はあり得ない。だが、日共官本一派が基本的に賛成し、ブルジョアジーがデッチアゲている「国民的合意」なるものは、主人・奴隷関係の平和と秩序の永続化という点での一致、というのが根本的内容である。つまり、自民党と日共官本一派との間の「国民的合意」なるものは、資本制的な私的所有と賃金奴隷制の維持を自己の利益とする点での一致である。なるほど、日共官本一派がプロレタリアートを欺いて説くところの「賃金奴隷の民主的・平和的生活の防衛」という至上命題を実現するためには賃金奴隷制は廃止されてはならない。奴隷制あつての「奴隷の平和と生活」であるのだから。このように日共官本一派の根本的な立場は「賃金奴隷の民主的・平和的生活の実現」ということであり、そのためには、賃金奴隷制は維

持されねばならない、ということであり、この点で自民党と完全に「国民的合意」をみている。だから、「ニセ左翼暴力集団」共が、「奴隷の民主的・平和的な生活」を乱して、ブルジョアに対してはブルジョアの「過激派」に対する「泳がせ政策」を非難し、革命的プロレタリアートに対する血の弾圧をブルジョアに対しては、官本一派は要求するのである。

ブルジョアジーや官本一派の唱える「国民」の概念は、ブルジョアジーとプロレタリアートが商品所有者として相互に「自由と平等」であるとするブルジョア民主主義の擬制を真実であるといつたところの上に成立している。ブルジョア民主主義のこの擬制は、労働力の売買が、ブルジョアジーとプロレタリアートとの経済的文配・隷属関係を媒介し、かつ、隠蔽していることに基礎をもつて成立しているが、生産手段の独占者であるブルジョアジーが、その特権を擁護するために、国家権力を利用して、武装した人間の特殊な部隊としての常備軍や警察を「侵略に対する自衛」「公共の安全」の名の下に、利用しているからといって、賃金奴隷としてのプロレタリアートが、自らの階級的利害を忘れ、客観的にブルジョアジーの立場に立って、ブルジョア社会でしかありえない「社会」一般の利益なるものに目を奪われてはならないのである。

自衛隊は、資本制的生産様式にもとづくところのブルジョアジーに対するプロレタリアートの経済的服従を永続化するためブルジョアジーが、プロレタリアートの闘いを抑圧するために階級支配の用具として利用しているブルジョア国家権力の暴力装置であり、プロレタリアートを抑圧するための軍隊である。この軍隊は、完全にブルジョアジーの階級的意志と指揮の下にブルジョアジーの掌中で行

動している。ブルジョアジーが独裁する資本主義社会の国軍は、これ以外のものではあり得ない。更に「安保・防衛問題」とはブルジョアジーが、国内及び国際的なプロレタリアート、あるいは奴隷主と奴隷主との闘争としての帝国主義戦争に対する、侵略・抑圧・反革命戦争に対して、いかにプロレタリアート人民を欺きつつ組織し、動員するかと言う問題に帰着する。プロレタリアートはどのようなブルジョアジーの政治の継続としてブルジョアジーの「戦争」の煽動があるかを見抜き、「国民的合意」などと称する偽りの呼びかけを断固として拒否し、「自国政府の敗北」「万国のプロレタリアと被抑圧民族の団結」の旗の下、ブルジョアジーの打倒を実現していかなければならない。革命的プロレタリアートは、帝国主義は社会主義革命の前夜であることを益々ブルジョアジーに知らせていくであろう。

ブルジョアジーの軍隊としての自衛隊が、ブルジョアジーの傭兵として存在している中で、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級闘争の発展は、自衛隊内部に政治的動揺を生起させずにはおかない。それは不可避的に兵士らの自然発生的な闘争や反乱の条件を形成するであろう。革命的プロレタリアートは自衛隊と必死に闘争しそれを粉砕するために、武器に習熟し、自らの武装をととのえていかななくてはならないが、同時に、ブルジョア軍隊に対するプロレタリア的な働きかけと政治工作をも組織しなくてはならないのであり、そのことによって、自衛隊との闘争を有利に組織しなくてはならない。さて、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地に於て今回反乱を起したのは、この駐屯地にある陸自第一師団第三二普通科連隊に属する長野県出身の町田昌志陸士長（二四才）と彼の同僚の隊員達である。市ヶ谷駐屯地のこの部隊は、日帝の首都防衛のカナメ部隊を自認している

反革命の治安部隊であるが首都の中にあるこの駐屯地では、六九年の小西三等空曹の反乱、更には七二年の五人の兵士の反乱をもたらした。反軍活動を継承する運動が『不屈の旗』と言う隊員向け隊内新聞の発行・配布等を軸とし展開されているようである。ところがこの兵士運動の存在と発展に恐怖する自衛隊当局は、この運動を中心的に担っていると勝手に見なした兵士と同調する兵士を「反戦自衛官」のレッテルを貼り、自衛隊から放逐することをもって、この運動を根絶するべく卑劣な努力を続けてきたのである。たとえば、自衛隊当局（直屬上官・警務隊・調査隊等）は、ブルジョア軍隊に付きものの兵士に対する監視体制（兵営監獄）を強化し、私物検査、下宿検査等のガサ入れ、発言や記述の調査、対話や精神教育による挑発・思想調査、或は、兵士の隊内外での行動の尾行による動向・交友関係調査、その他当然のこととして、郵便物の開封や電話の盗聴の手段を駆使して、「反戦自衛官」の摘発、根絶を策動していたのである。このような「隊内ローラー作戦」のために昨年だけでも同連隊に属する数名の兵士があいついで、秘密裡に「消され」（強制退職）たほどである。

六九年、小西三曹の決起を「刑事事件」とすることによって、この「事件」に巨大な政治的意義をもたらし、大きな政治的損失を強いられたブルジョアジー、自衛隊は、七二年の五人の反乱兵士に対しては、単に除隊処分を付して、隊からの放逐を行った。しかしこれらについても自衛隊は、民事裁判としてブルジョア法廷に引きずり出され、宣伝と煽動活動としての意義をもつ公判闘争に協力させられている。七五年の戸坂陸士長の闘いに対しては、やはり、闘いが公然化し、政治問題化するのを回避するため「自主的」退職に追い込み、闘いを秘密裡に葬ろうとした。だが戸坂士長はそれを断固

拒否し、闘った。ところが、自衛隊は戸坂士長に長時間監禁しテロリンチを加えて退職書類に署名させ、隊から放逐したのである。当然にも戸坂士長らの反撃によって、自衛隊は今度もブルジョア法廷に引きずり出され、反軍闘争に付き合せられるはめに陥ったのである。自衛隊にとっては、とりわけ現在の政治条件の下では隊内のある「事故」は聞かずに葬ることを最良の処理方法と考えている。だから兵士の闘争や反乱を秘密（隊内のにも社会的にも）のままに始末することを最善としている。戸坂士長の反撃に懲りた自衛隊は、ささやかな教訓を学び、その結果新戦術を得た。その新たな手口というのは「反戦自衛官」を彼の任期途中で強制退職させること（解雇）は、得策でないから任期満了時（再契約の時）に、再任拒否戦術で、合法的に放逐できるかもしれないというものである。確かにこの新戦術は一定の成果を得たらしく、町田陸士長以外の隊員の放逐は秘密裡にできたのである。自衛隊の一般隊員（士長以下）は、短期の任期制で、雇用されている。海空自は、その一任期が三年で、陸自は二年（一部三年）の契約で雇用されている。この期間

は、義務兵役―徴兵制を兵制としている諸国家の義務兵役期間にはほぼ一致する。日本の自衛隊は、国民の兵役義務に基づいて兵率を調達しているのではないから、入隊雇用契約を結んだとしても任期中であれ除隊は、「自由」である。また、雇用契約の任期が満了となっても、その契約を更新し継続することも可能である。但し、売手と買手が合意すれば、国家―自衛隊は隊員の定員を充足するために時には、ボン引きまがいの募集活動も辞さないことを考慮すれば兵士としての練度を獲得している隊員が任期の更新を希望すれば、殆んどその商談が成立することはこれまでの慣例となっている。たとえば、小西三曹の決起に象徴された六〇年代末の階級闘争の巨大な

前進によって、自衛隊が洗礼を受ける以前の自衛隊に於ては、自衛隊に批判的な兵士の反抗方法のひとつは「除隊しないでくれ」と懇願する自衛隊（買手）の商談を冷酷に拒否し、除隊することであった。小西三曹の決起はこのような消極的反抗を批判し、兵士の自然発生的な反抗に革命的な方向を指し示すという役割を果たしたのであった。

ところで、「隊内ローラー作戦」によって「反戦自衛官」と見なされた町田士長の任期満了は、今年の一月二九日であった。従って一月三〇日以後は、新たに雇用契約を買手の国家——自衛隊との間で結ばない限り、自衛隊員としての地位を失い、そこに留まることはできないことになる。既に自衛隊側は、町田士長の任期満了日を放逐の好機とばかりに、昨年の九月頃からその隠然たる策動を開始していた。町田士長は、一二月に任期満了後の継続任用を自衛隊当局に申入れた。ところが、自衛隊当局は、「君は任期を継続できない。理由は自分でわかるだろう」（菅谷陸曹）と、慣例を破り再任用拒否を通告し、自衛隊からの放逐策動を公然と開始したのであった。あくまでも、継続任用を要求して闘う町田士長に対して自衛隊は、実家の両親の説得などを含むあらゆる手段を用いて町田士長の意志を挫こうとしたが、無駄であった。なぜなら町田士長は、自己の「継続任用しろ」との要求を「自衛隊の目的と使命」などというブルジョアジーの強用する「目的と使命」に基づいて提出したのではなく、彼自身の革命的な使命に基づいて提出していたからである。

一方、「町田士長がやめさせられる……」のうわさが連隊内に流れ始め、それが事実であること、町田士長が断固決起していることを同僚の隊員達が知るに及び、彼らは遂に怒りを爆発させ、大衆的に決起したのである。決起した「反乱兵士」は、口々に「町田の追

もりです。この裁判闘争は、私個人にとどまらず、全国の兵士の権利獲得——人間性回復の闘いであり、市ヶ谷の闘う隊友に伝える唯一の道だと思っています。ぜひとも、強力な支援をお願いします」と。

この町田士長の政治的主張は、いまだ共産主義的なものとは見なし得ないが、生起している事態は革命的なものである。ブルジョアジーとプロレタリアートの階級闘争は、自衛隊内部にも確実に反映し、革命的左翼の政治的影響力が拡大している。我々は町田士長のブルジョアジーとその軍隊に対する革命的態度を十分に評価し支持し、擁護して闘うことを表明する。

兵士の獲得と政治的軍隊としての赤軍の建設は、プロレタリアートの解放闘争にとって不可欠の問題である。兵士の決起をプロレタリア革命の綱領との正しい関連におくことが必要であり、強大な非合法党の建設が必要である。自衛隊が、ブルジョアジーのプロレタリアートに対する政治的支配の手段であることから、兵士に対する兵営内での政治的、経済的抑圧が行われてきているのであるから、自衛隊がブルジョアジーのプロレタリアートに対する政治的支配の手段であることに對する闘争として闘いが組まれることによって、兵営内の抑圧に対する兵士の決起は、プロレタリアートの政治闘争に結びついていくことができるだろう。兵士は、プロレタリアートの立場にたつて、ブルジョアジーの軍隊としての自衛隊を内外から解体しなければならず、プロレタリアートの革命的暴力に組してそれをなすなければならない。このような方向をとることによって、兵士の闘争は、自衛隊周辺地域に対するブルジョアジーの政策（ブルジョアジーの側では、治安出動、海外侵略をみこして、社共をもまきこんだ地域対策をとってきているのである）に對する闘争

放を許すものか」「退職を覚悟しても」「命令と自衛隊の權威に挑戦するのだ。町田を守るには、自分が人間らしく生きるためにはそれしかない……」「全兵士を当局に従順なロボットのよう存在にするための攻撃なんだ」とばかりに、陸士会同という当局が下級隊員を管理・支配するための御用機関を逆用し、陸士会同（内実は兵士の自主的集会）を開き「最近の強制退職の理由を明らかにせよ」「中隊長に説明会を開くことを要求する」等の要求をまとめ、二二名の署名を添えて自衛隊当局に突きつけたのであった。この要求に当局は屈服し、中隊長、副連隊長らを繰出し、激怒する隊員達を説得せんとしたが、団交は平行線に終り鎮圧することはできなかった。更に、闘う方法として團結することを学んだ兵士達は、再々度の陸士会同（集会）を設定したが、反乱の急激な発展に恐怖した当局はこの集会を禁止するに至った。このような経過の中で、町田士長は一月二九日の満期の日を迎え、営門の外に放逐されてしまったのであるが、町田士長が営門を出る時、数十名の隊友たちが自発的に見送るといふ感動的な場面が作りだされたのであった。

こうして、町田士長の断固たる闘争は、自衛隊当局の当初のモクロミを粉砕したばかりか、後継者を大量に作り出し、また一人自衛隊出身の職業革命家（候補）を「社会」に送り出すことになったのである。

町田士長は、次のような自己の決意と信念をプロレタリアート・人民に對して表明している。「不当な強制退職に對しては、裁判で徹底的にたたかう。小西三曹ら革命的兵士とともに自衛隊内外から反軍闘争をつづける」「人民にはなく支配階級に統をむける兵士としてたたかう」「今回不本意ながら隊をいったん出しましたが、私は何としても隊内に帰ります。そのために裁判闘争を行っていくつ

とも結合されるであろう。プロレタリア国際主義の精神で兵士に對するねばり強い働きかけがなされなければならず、兵士の闘争との結合がプロレタリア国際主義を掲げてなされる必要がある。

今日、米帝軍の内部では、「何のために闘うか」をめぐって深刻な動揺がおきている。今日のブルジョア軍隊の政治目的を支配階級がはつきり打ち出そうとし、それに対する軍隊内部の動揺をも打ち破って彼等の路線をおし進めようとするに對して、我々は闘うすべを心得ていなければならない。

プロレタリアート・人民の闘いの前に、三里塚空港の開港を延期せざるを得なかったブルジョアジーは、「自衛隊の治安出動はいまだ不必要で、警察の力で開港できる」（金丸防衛庁長官）といったことを述べているが、革命的プロレタリアートは自衛隊との闘争を全く恐れないだろう。自衛隊とプロレタリアート・人民の衝突がくり返されるようなかたちで階級闘争が発展するときにこそ、革命的プロレタリアートは更に大きな政治的影響を自衛隊内部に与えていくことができるのである。

我々は、町田士長の貴重な闘争経験をその教訓とともに学びつくし、革命的プロレタリアートの一員として闘う共産主義的兵士をブルジョア軍隊内部に創出、派遣する義務を果たしていかなくてはならない。

（註・参考文献 『前進』『反軍裁判ニュース』『人民新聞』等）

接禁闘争の勝利の教訓について

共産党 (R.G.) 被告団

(一) 二月二八日付、第十一回公判後、吉田・我妻両同志に対する接見等禁止決定の全面解除をもちとった。これは昨年十一月十六日付の正田同志をして、十二月二三日付の藤沢、大賀、大杉、壬生塚ら同志の全面解除に続くものであり、これで共産党 (R.G.) 被告団にかけられていた接禁を全部解除させたということである。おおよそ一年有余の長期にわたる接禁であった。

この接禁全面解除は、共産党 (R.G.) 被告団の教次にわたる統一ハンスト闘争、個別の全面解除及び部分解除の要求申立て、そして多くの獄中者の支援と救済関係者、弁護団の協力による闘争の賜物である。

われわれ共産党 (R.G.) 被告団が、いかなる方針でもって、この接禁闘争を闘ってきたかは『R.G. 救済ニュース』166の「接見禁止解除共闘の前進のために」の中に収められている諸論文を参照してもらおうとして、ここでは、われわれが、全面解除及び部分解除の要求申立て闘争などを通じて暴露してきた裁判所の接禁に対する態度「公平な裁判所」の階級的性格をいくつかの事例をあげつつ明らかにし、そして、簡単に、接禁闘争の教訓を記すことによって闘争の勝利と総括の報告に代えておきたい。

(二) 裁判所が自ら決定を下した接見禁止の措置に対してどのような無責任な態度をとっているかは、すでに奪還された境同志の接見解除申請に対する裁判所の言いくさでも明らかになっていた。境同志の報告によれば次のようである。「私にしても、昨年十月十四日以来去る四月十八日まで約半年以上も接禁攻撃を受けてきたが、この

とき私の接禁解除申請に対して、代々木裁判官は「接見禁止は公訴に至るまでではなかったか」と発言」(『ニュース』166、七七・八・二五参照)。

このような、ブルジョアジーの私兵たるが故の無神経さと無感覚さと破廉恥さとがより一層極まったのが、二月二八日三条二人組の第十一回公判での森岡裁判官の態度である。「次に吉田同志が、書籍の部分解除についての不許可に対して釈明を求め意見述べる。この時、森岡は『新聞の購読許可というのは東拘に備え付けの新聞を読むことだろう』と言う、……拘置所の実態及び被『拘禁者』の実情についての、従ってテメーエの決定についての無知をさらけ出してしまったのだ』被告人と弁護人、傍聴人一同の失笑(嘲笑)をかった。」「(弁護人が)『接禁』を受けているものの実情(イロハ)を述べ解除を強く迫る。同志吉田は、さっきの釈明を求めて、激しく迫る。森岡は答えられなくなると使ういつもの口で『答える必要はない、閉廷だ』とわめきながらひきあげていく」(我妻同志の報告より)。

このような裁判官の態度は、丁度、ブルジョアジーがプロレタリアからその不払の剰余労働を搾取し、資本をこやし、その資本の増大に依りて、自己の華美とぜいたくさをも満喫しているが故に、自分が貧困と困苦の境遇につき落しているプロレタリアの状態について無関心でいられるという逆説と相通するものであり、かつ、検察官の接見禁止請求に唯々諾々として応じて、ブルジョアジーの召使としての役割を果たしながら、検察とは一定独立の見せかけをつ

くり出そうとして、芝居を演じようとしているところから生まれてくるものである。

この見せかけの正体は、例えば次のような形で暴露されてくるのである。同じ三条二人組裁判において、裁判所は吉田我妻両同志の家族との接見解除要求に対して、「ただし、犯罪の内容に關する面接、文通をしてはならない」というただし書きをつけて許可したのである。吉田同志は「被疑事実の内容といたるところ、裁判所は、犯罪の内容などは許せない」として抗議したところ、裁判所は、「犯罪の内容」とは「起訴状に掲げられた訴因のことであって、被告が罪を犯したという予見を持っているわけでない」とした。こうして、かえって、裁判所は「犯罪の内容」に「起訴状に掲げられた訴因」とすることによって、吉田、我妻両同志を「犯罪者」と予断と偏見のもとに遇していることを暴露し、かつ、「犯罪者」の「犯罪」をデッチ上げ、確実なものにするために接禁を手段として利用していることが明らかになったのである。被告人は無罪の推定を受ける。などとは、ブルジョア裁判官はこれっぽっちも思っていないのである。森岡裁判官は、この他にも、接禁理由として、吉田同志の場合「証拠が少なからず」ということを挙げている。証拠が少なければ「疑わしき者は罰せず」で無罪ということであるのだがここでは、有罪と決めつけて、その方針のもとで、公判を裁判長自身も維持していることを白日のもとにさらしたのである。何が何んでも、有罪、重刑にして、報復しようとする裁判所のブルジョアジーの私兵としての役割が明らかである。

(三) 更に、われわれは種々の部分接禁解除要求で明らかになっていったことを報告しておこう。おおよそ裁判所には、いかなる基準で部分解除するかという明確な基準なしに、ゆきあたりばったりに都合

の良いように判断して、許可にしたり、不許可にしたりしていることである。

正田同志は、昨年七月段階で「一切の書籍の自費購読」の要求を裁判所に不許可にされたので、九月段階で、岩波、角川、大月各書店、三一書房の四社から出版されている本の自費購読を申請したところ、裁判所は、なぜか、岩波と角川とは許可し、大月と三一とは不許可にしてきたのである。正田同志は恣意的裁量に基づく決定に抗議した。しかし裁判所は、その決定の理由説明をする代わりに正田同志を退廷させ、決定の基準のなさを隠蔽したのであるが、この大月と三一の不許可は、「逃亡と証拠隠蔽のおそれ」という接禁理由とは全く関係のない別な理由にもとづいているといわざるを得ないのである。

このような例は、正田同志の場合だけでない。藤沢同志に対して刑事十四部の裁判官等は、例えば、家族との間では二八の出版社の全ての出版物の授受については許可しておきながら、それと同じ出版社の出版物を今度は自費購読させよという要求には不許可にした。『破防法裁判ニュース』『人民新聞』については許可しながら救済連絡センター発行の『救済』の自費購読は不許可にし、更には有名大出版社が読者案内のために発行している『図書』(岩波)、『未来』(未来社)、『波』(新潮社)のうち、『未来』についてのみなぜか購読を不許可にするなどしているのである。このような不許可の例は、裁判所が許可、不許可についての正当な法理にもとづく客観的な基準を持ち合わせていない、なるべく、被告に革命思想を吹きこむような類の書籍については、不許可にしようとするが、ながら、恣意的に「自由裁量」で、ゆきあたりばったりにきめていくことがわかるのである。しかしながら、一見基準がないようにみ

えながらも実際にはひどく不当な部分解除の許可、不許可の基準が明白になってきているのは、我妻同志の弟の配偶者及び吉田同志の姉妹に対する接禁解除申請に対する態度である。

吉田同志の報告によれば、「吉田の姉妹の接禁を解除しなかつたことに関しては、……我妻の兄弟に関しては人物が一定程度分かつたのに対して、吉田の姉妹は分らなかつたので不許可にして、我妻の兄弟は特別に許可したのだ。人我妻の兄弟からは我妻同志へ手紙が来ているVだから差別したわけではない、といった趣旨のことを裁判所は述べた。そして、我妻同志の弟さんの奥さんについて、検事が『しかるべく』と述べているのに、何故不許可にしたのかという質問には、……弟さんの奥さんの人物が分らない以上許可できない」と開きなおったということである。

この例で明々白々になつたように、基本的には、「逃亡し、罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由」がないということが明らかにされなければ、部分解除は許可しないということなのである。そして、許可を得るためには、裁判所に逃亡や隠滅のおそれのないことを何らかの形で説明しなければならぬということである。こういう形で、刑法八一条「接見交通の制限」の拡大解釈と悪用による接禁部分解除不許可がまかり通つていたのである。

このような法の不当な運用方法は、例えば、爆発物取締罰則第六條「拳証責任」の「……第六條に記載したる犯罪の目的にあらざることを証明することを能わざる時は」有罪とするやり方や、今国会で刑法の一部改悪を計ろうとしている弁護人ぬき「特例法」案における弁護人の解任、辞任、退任に際しての開廷基準に「訴訟を遅延させる目的で」とか、「正当な理由なく」とかいう曖昧規定で、裁判所の自由裁量を大中に容認し、「被告人の意思に反すると認め

るときは、この限りでない」という但し書きで、弁護人の辞任、退廷が被告人の意思でないことの立証責任を被告人に負わせるというやり方と同種のおくどい法の運用の仕方である。

(四) 以上いくつかの部分解除要求に対する裁判所の態度をみてきたが、結局、裁判所は、刑法八一条「接見交通の制限」における接禁理由「逃亡し、罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」ときという名目を悪用して、犯罪のデッチ上げ、公判の維持、有罪立証に有利な条件を得るための手段としていたのであり、更には拡大解釈を通じて、部分解除に難クセをつけ、不許可にしたりして、このような法の適用と運動をもつて、ブルジョアジーの階級的報復に有罪重量刑、刑の先取りを行ない、かつ、我々の政治活動、組織活動の破壊、制限という治安目的の達成とを實現する手段としてい

るのである。

われわれは、一方で、接禁解除闘争を進めると同時に他方で、この接禁を無害にする闘争を押し進めてきたが、我々が何よりも教訓として得ておくべきことは、階級敵の攻撃を、それを例えれば、接禁攻撃ならば、家族、友人たちと切り離され、孤立させようとするブルジョアジーの攻撃といったかたちで、敵の攻撃と味方の被害のみを強調するのではなくて、その接禁攻撃の暴虐を通して、階級的憎悪を高め、闘争意欲をかめる糧とし、プロレタリアート人民に対する革命党の政治的煽動の材料としなければならぬということであり、党の団結の強化を接禁との闘いの中でかちとっていかなくてはならないということである。

われわれ共産同(RG)被告団は、上記の点に留意し、接禁闘争でかち得た党的団結の強化と諸団体との共闘の成果を、弁護人抜き裁判特例法粉砕闘争、獄中者の活動条件改善闘争の中で強化させる。

一〇月一三―一五日のハンスト闘争報告

今回は壬生塚同志のハンスト宣言と藤沢同志のハンスト通告とを紹介する。藤沢同志の闘いは、通告にもあるように獄中医療闘争としても闘われた。藤沢同志の獄中医療闘争については、いづれまとめて報告する予定である。なお、完結を貫徹した壬生塚同志は、一〇・一三以前の政治警察との闘争に対する敗北の総括作業に手間どつており、いまだニュースに投稿を寄せていない。しかし元気で獄中闘争を闘っている。(編集委員会)

△ 通告書 V

私は、昨年一月一八日、二月九日に爆発物取締罰則違反の容疑にて起訴され同年二月一五日より当局に勾留されている被告です。私はRG被告団の一員として東京地裁に対して、

- 一、昨年一〇月一三日より開始された共産同(RG)に対する反革命治安弾圧、一斉組織破壊攻撃に抗議し、
- 二、三里塚岩山大鉄塔抜き打ち撤去、狭山差別裁判石川被告に対する最高裁上告棄却決定を弾劾し、
- 三、約一年にわたって維持されているRG被告団に対する長期の不当違反な接見等禁止決定の全面解除を要求し、
- 四、東京地裁刑事第一四部に係属する正田慎介被告と刑事第一五部に係属する大賀、大杉、壬生塚、藤沢四人統一公判との、合併審理を要求し、

五、約一年の不当な勾留決定と、強権的な食餌療法の中断によって、著しく健康を害している私の生存と健康回復を保障する第一条件である私の食餌療法再開のためにしかるべき措置を講じることを要求して、

本日、一〇月一三日よりハンガー・ストライキに入ることと通告します。

一九七七年一〇月一三日

藤沢 徹

東京拘置所長殿

申 立 書

被告人 壬生塚 博

(一) 私は、爆発物取締罰則違反及び現住建造物等放火の容疑で起訴され現在刑事第一五部に係属し公判審理中の被告であるが、東京地裁の違法な訴訟指揮、数々の反革命弾圧行為に対して怒りをもって弾劾し、我々共産主義者同盟(RG)被告団六名に対する接見禁止の全面解除を要求し、藤沢被告同志に対しての医療接見と食餌療法を要求し、正田慎介被告との統一公判を要求して二月一八日早朝より

次回公判期日の一二月二〇日にかけてハンガー・ストライキで闘うことを通告する。

(二) 東京地裁は既に公判が開始されほとんど証拠調べの段階になっているにもかかわらずR G被告団六名(大杉範夫・藤沢徹・大賀光彦・吉田稔一・我妻正美)の接見禁止解除の要求をことごとく却下し一年以上にも及ぶ接見禁止の攻撃を行っている。刑訴法八一条を濫用したこの措置は、実際においては我々被告人の公判準備活動を侵害するものであり、違法で不当な制裁であるが、何よりも、革命党の政治活動・党活動を妨害するものであり、革命党とプロレタリアードとを分断しようとするものであり、更には、刑を先取りし、獄中にとじこめておくという、ブルジョアジーの総意を受けて裁判所がなした反革命弾圧行為である。我々はこのような長期にわたる共産主義者同盟(R G)を狙いうちにされた接見禁止攻撃を決して許さず、他の獄中被告人やプロレタリアートとともに、実力をもって粉碎していく決意である。東京地裁は、我々R G被告団六名に対する接見禁止決定をすみやかに解除せよ。

(三) 私と同じく刑事一五部に係属している藤沢徹被告は警視庁の全く不当な肉体的・精神的拷問によって、さらに東京拘留所の糧食自費購入に対する妨害策動・誤った医療行為・体質に適切でない食事の強制によって持病であった肝臓・腎臓の機能障害を悪化させ、さらに十二指腸カイヨウを併発させるという状態に至っている。藤沢被告は当然にも正当な権利として一月二日裁判所に対し医療接見と、食餌療法による治療を要求する上申書を提出したが裁判所はこれをすみやかに認め、藤沢被告人に対する適切な治療を措置する

義務をはたすよう要求する。

東京地裁は接見禁止を拡大し、悪用し、獄中の革命家の健康を破壊し、肉体的にさらし殺しようとするたくらむ政治策動をただちに中止せよ。我々はこのような悪らつな攻撃に決して屈することはないし、又、東京地裁のこのような悪らつでこそくなく手段がプロレタリアートの憤激をたかめ、かりたて、又、プロレタリアートと革命党を何倍も鍛えあげるものであることを思い知るであろう。

藤沢被告人に対して医療接見と、強化食品による食餌療法の開始を即刻認めよ。

(四) 東京地裁は我々(大杉範夫、藤沢徹、大賀光彦、正田慎介、壬生塚博)の統一公判要求をことごとくふみにじり、被告人と弁護団の正当な権利を著しく侵害し、刑事一五部と刑事四部においての分離公判を強行している。我々の統一公判はこれまで明らかにしてきたことごとく全く正当なものである。

我々五名は、被告事件当時から、今日まで同一政治組織に属しているものであり、したがって思想、政治目的を同じくしている。それゆえ審理を併合することによってしか全体の意義を明らかにすることは不可能なのである。更に証拠の共通性、弁論等訴訟経済上の合理性によっても分離によって被告人、弁護団の力が分散され、防禦権、弁護権の行使が著しく制限されているからである。

東京地裁は統一公判の正当な又、ブルジョア法にても適法な要求を自ら法を侵害し、却下しているのだが、そうすることによってブルジョア法の何たるかをプロレタリアートに示し、裁判所はブルジョアジーのための階級的な報復機関であることを自ら立証しているのである。更に、統一公判の拒否という強権的訴訟指揮を

のものが「治安」概念の何たるかを明らかにし、爆発物取締罰則が反革命立法であることを暴露しているのである。

我々は、分離策動による攻撃を粉碎し、プロレタリアートの利益を守り、革命党を発展させるため、被告人、弁護人の権利を守り、裁判所の「反動化」を弾劾するため今後も実力をもって闘い抜くであろう。

裁判所はすみやかに我々五名の統一公判を実現せよ。

一九七七年二月一七日

東京地方裁判所刑事第四部第一五部殿

一月二七日のハンスト闘争報告

竹内 毅

一〇月一三日から三日間の東拘の同志達のハンスト闘争にひきつづき、東京地裁のR G被告団に対する接見攻撃に抗議するハンストを一月二七日に闘いました。私はこの闘いを大阪拘留所が、入浴日を増加する代わりにその分運動日を減らすという一方的な獄中者に対するしわよせ処遇に対して入浴拒否とハンストで闘っている池内正憲君の闘いに対する連帯の闘いとしてもとり組みました。池内君はハンストを処遇改善のためだけでなく刑法、少年法、監獄法「改正」抗議及びR G被告団に対する接見攻撃に対する抗議闘争等としても闘っており、獄中者の闘争は統一闘争に向けて前進しています。また私はこの闘争の過程で、京都拘留所に対し、入浴日、日曜祝日の運動実施を要求しました。この闘いについてはいざれ後で報

義務をはたすよう要求する。

東京地裁は接見禁止を拡大し、悪用し、獄中の革命家の健康を破壊し、肉体的にさらし殺しようとするたくらむ政治策動をただちに中止せよ。我々はこのような悪らつな攻撃に決して屈することはないし、又、東京地裁のこのような悪らつでこそくなく手段がプロレタリアートの憤激をたかめ、かりたて、又、プロレタリアートと革命党を何倍も鍛えあげるものであることを思い知るであろう。

藤沢被告人に対して医療接見と、強化食品による食餌療法の開始を即刻認めよ。

(四) 東京地裁は我々(大杉範夫、藤沢徹、大賀光彦、正田慎介、壬生塚博)の統一公判要求をことごとくふみにじり、被告人と弁護団の正当な権利を著しく侵害し、刑事一五部と刑事四部においての分離公判を強行している。我々の統一公判はこれまで明らかにしてきたことごとく全く正当なものである。

我々五名は、被告事件当時から、今日まで同一政治組織に属しているものであり、したがって思想、政治目的を同じくしている。それゆえ審理を併合することによってしか全体の意義を明らかにすることは不可能なのである。更に証拠の共通性、弁論等訴訟経済上の合理性によっても分離によって被告人、弁護団の力が分散され、防禦権、弁護権の行使が著しく制限されているからである。

東京地裁は統一公判の正当な又、ブルジョア法にても適法な要求を自ら法を侵害し、却下しているのだが、そうすることによってブルジョア法の何たるかをプロレタリアートに示し、裁判所はブルジョアジーのための階級的な報復機関であることを自ら立証しているのである。更に、統一公判の拒否という強権的訴訟指揮を

告しますが、当局の回答によって明らかになった事態は、法務省矯正局を頂点とした計画的な獄中者に対する処遇悪化のしわよせの環境として、戸外運動日の減少がなされていたことであり、これに対してはハンスト闘争の前段階において準備すべき諸課題が山積しています。この課題については、一拘留所長の裁量権をはなれた国家権力の権力犯罪の問題として今後追求してゆきたいと考えています。

(一九七七年二月一日)

抗議声明(ハンスト宣言)

(一) 東京地裁はR G被告団に対する長期にわたって続けられている接見禁止をただちに解除せよ!

(二) すでに証人調べに入っている正田被告、吉田被告、我妻被告に對して何故接見禁止を続けているのか?接見禁止を続けるための法律的根拠が存在していないことは裁判官自身よく知っているところである。したがって、われわれは、裁判官による「過激派」に対する長期の接見禁止決定は、裁判官が立身出世のために、政府・法務省・最高裁に尻尾をふっているものと考えざるをえない。どうか頑張つて尻尾をふってくれたまえ。諸君達が尻尾をふることで多くなればなる程、われわれにとって有利な条件が出来つつあることを示しているのである。

(三) 大杉被告、壬生塚被告、藤沢被告、大賀被告のR G統一被告に對する接見禁止もただちに解除せよ!東京地裁の原の、被告人、弁護人ぬきの欠席裁判という無法な訴訟指揮に對しては早くも「有力」な味方があらわれた。政府のハイジャック防止対策本部は

「過激派」に対する弁護人ぬきの裁判を合法化するために、刑事訴訟法の一部改悪を準備している。この事態は何を意味しているか？それは「過激派」を獄中にとじこめても、未決拘禁であれば政府・ブルジョア側に打撃となっているということである。R G被告団に対する接見禁止決定も、この同じ理由にもとづくものである。

(四) 裁判官が接見禁止を続ける限り、われわれはこれに対する闘いを組織し、プロレタリアート人民に対する宣伝とわれわれの団結の強化、党建設の前進にこの闘いを生かしてゆくであろう。私は六月二〇日から三日間のハンスト及び、東拘のR G被告団の一月一三日からの三日間の統一ハンストにひきつづき、一月二七日にハンストでもって東京地裁に抗議するものである。

一九七七年一月二三日

京都拘置所 在 監 竹内 毅

東京地裁各刑事部裁判官殿

抗議 声 明

京都拘置所 在 監 竹内 毅

(一) 入浴日を増加するに際して、戸外運動日をへらしたことに對して抗議する。

戸外運動日の削減は、「管理運営上」というもっともらしい理由をつけてなされているが、その本当の理由は、刑務官の勤務時間の短縮や週休二日制の導入等にもなる人員不足を、補充しないことにある。

公 判 報 告

検察官の訴訟行為の破綻をとりつくりう京都地裁

竹内 毅

はじめに

去る三月一四日に開かれた第十回公判から証人尋問に入り、京都府警の二名の刑事の調べが終了しました。次回からは「共犯者」とされている渡沢善郎を呼ぶことになっています。これまでの九回の公判は、意見陳述に四回、求釈明に三回、更新手続に一回、弁護人意見陳述及び検察官冒陳に一回ついでやされてきましたが、爆発物取締罰則が違憲の法令であることを考慮すれば、九回で冒頭手続を終えたことはやはり拙速裁判になってしまったと考えています。意見陳述では国家論と爆取違憲論しか展開できず、一九七一年のR Gの武装闘争の正当性については時間をとることが出来ませんでした。求釈明闘争も問題点が明確になってきた時点で裁判所の強権的訴訟指揮によって打切られてしまいました。しかしこの闘争のなかで、今回の裁判での争点が明らかになりました。ここで求釈明闘争について報告し、裁判での争点とすべき問題について、提起しておくことにします。

(一) 起訴状記載の「治安を妨げ」る目的に対する求釈明

第一回公判で弁護人は起訴状記載の公訴事実に対する求釈明を行なったが、問題の発端となった求釈明事項は次の部分であった。

「二、『治安を妨げ、かつ、人の身体、財産を害せんとする目的をもって』とあるが、

1. 『治安を妨げ』とは具体的にいかなることを指すのか。

かつては週六日間の戸外運動と一日(日曜日)の入浴日であったものが、日・祝日の戸外運動禁止と共に入浴日を平日にまわすことよって運動日をへらし、現行の入浴日二日、運動日四日という処遇にまで後退してきているのである。つまり当局は人員不足を在監者に対する処遇悪化によって解決してきているのである。監獄法施行規則には毎日の戸外運動を義務づけている。だから当局が人員不足を処遇の悪化によって獄中者にしわよせすることによって解決することは権力犯罪である。

われわれはこのようなことを許すわけにはゆかない。

(二) 大阪拘置所 在 監の池内正憲氏は戸外運動をへらされたことに對して入浴拒否とハンストで抗議している。池内氏の要求は正当である。私は池内氏の闘争に連帯し、大阪拘置所の戸外運動べらしに抗議し、来る一月二七日にハンストで闘う。

(三) 大阪拘置所は入浴日にも戸外運動を実施せよ。そのために必要な人員を確保することは当局の義務である。

一九七七年一月二一日

大阪拘置所 在 監

2. 『人の』とは具体的に誰を指すのか。
3. 『治安を妨げ、かつ、人の身体、財産を害せんとする目的』とは誰が、いつ誰あるいはいかなる財産にいかなる方法で爆弾を使用するということなのか。」

この求釈明事項に對し、検察官は「爆弾製造後、近日中に共産主義者同盟の軍事組織であるR G構成員をして、右爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對し仕掛け、関係人及び物を殺傷あるいは損壊する結果を与えることである」と釈明した。

この釈明に對して、求釈明を被告人意見陳述の後に再度行うことを確認し、第一回公判ではそれ以上の追求がなされなかった。被告人の求釈明がなされたのは、一月三〇日の第七回公判であった。被告人はまず、爆取が形式的にも内容的にも違憲であり、かつ昭和二年法律第七二号の規定によつて失効しているとみなすべきであるにもかかわらず、検察官は何故爆取を適用したのか、ということについて釈明を要求し、その上で第一回公判での検察官の釈明書に對して次の求釈明を行った。

「三、釈明書に『爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對して仕掛け』とあるが、このことは『治安を妨げ』ることとどのように関係するのかわかりにされたい。

四、釈明書に『関係人及び物を殺傷あるいは損壊する結果を与えること』とあるが、このことは『治安を妨げ』ることに相当す

るのか、『人の身体、財産を害せんとする』ことに相当するののかについて明らかにされたい。』

検察官は爆取違憲論については検察官冒頭陳述の際に口頭でふれらるると述べた上で、釈明書に対する求釈明に対しては、『(三)そのこと自体が『治安を妨げる』事象の一つである。』(四)双方に該当する。』と釈明した。これで『治安を妨げる』目的についての、起訴状に対する求釈明は終了し、弁護人意見陳述、被告人公訴棄却申立て、検察官冒頭陳述が行なわれた。

ここまでの展開では、『治安を妨げる』目的についての検察官の思想はまだ明確ではなかった。だが、第九回公判において、被告人の『求釈明(四)』によって問題の所在が明らかになれば、検察官の思想が暴露されてゆく。この過程を明らかにするために、検察官の冒頭陳述に示された爆取合憲論とそれに対する被告人の批判とをみておかなければならない。

(二) 検察官の爆取合憲論とその批判

第七回公判終了間際に、すでに閉廷時間を三〇分も過ぎていたにもかかわらず、裁判長は検察官冒頭陳述を強行した。検察官は冒頭陳述を読み上げる前に被告人の違憲論に対して口頭で回答を行った。

(一)形式的無効、(二)法律七二号との関係については最高裁判所の判例をくり返しただけであるから、これらは省略し、内容上合憲である主張した部分を公判調書から引用しよう。

「三、本罰則三条はその内容が憲法十一条、十九条、三六条に違反するとの点について

1. 十一条関係

旧憲法七六条一項、新憲法九八条一項をあわせ解釈すれば、新憲法施行前に適式に制定され、その施行の際現に効力を有する法

令は旧憲法施行後に制定公布されたものは勿論、旧憲法施行前に制定公布されたものであっても旧憲法七六条一項の制限に従っている限り、新憲法施行後も効力を有すると解されるから、本罰則第三条を適用してもそれが被告人の基本的な人権を侵害することになるものではない。

2. 十九条関係

憲法は思想及び良心の自由を保障しているからといって、右に基く行為すべてに保障を与えているわけではなく、公共の福祉その他諸般の必要から、一定の行為を犯罪と規定し、これを刑罰の対象としうることは当然であって、憲法十九条の解釈以前の問題である。

3. 三六条関係

一定の犯罪行為に対し、不均衡な重罰を以て臨むことが場合によっては憲法規定に抵触する場合があります。先づ尊属殺人の規定に関する最高裁判決によっても認められるが、本罰則三条が防止しようと予定しているのは一般公共の安全、その生命身体財産に重大かつ広範囲にわたる殺傷、損壊をもたらす極めて危険な結果の防止であって現にそれが行われる以前にこれを防止しようとするものであり、法定刑においても三年以上十年以下の懲役又は禁錮と定められていても、それが直ちに不均衡、重罰、残虐な刑とならないことは論をまたない。この点は同罰則一条行為と刑罰と本条の行為と刑罰の対比からみても首肯しうるであらう。この検察官の合憲論に対して、被告人は『求釈明書(三)』のなかで次のように批判している。

「形式的効力に関する検察官の釈明は、最高裁の見解の単なるくり返しであり、被告人及び弁護人の最高裁判決批判に何ら応えて

いない点で釈明になっていない。したがって、ここであらためて批判する必要はない。

憲法の内容に違反するという被告人、弁護人の主張に対する検察官の釈明には、検察官の先述した誤った解釈が鮮明にあらわれているので、ここでとりあげておく。

第一に検察官は旧憲法施行以前の同法について『旧憲法七六条一項の制限に従っている限り新憲法施行後も効力を有すると解される』と述べているが、これは誤りである。なぜなら旧憲法七六条一項は新憲法施行と共に廃止されたわけだから、それが旧憲法施行以前の国法に与えられていた、旧憲法以下における法律としての効力も、その根拠を失い、それらの国法は単なる命令の規定になったのである。それゆえ、経過措置規定が明文化されていない現憲法施行にあたり、昭和二年法律七二号をもって、これらの国法の効力の限界について規定しているものであるにもかかわらず、今日『旧憲法七六条一項の制限』をいまだ効力あるものと認めている検察官の立場は、本件公訴の提起に当り、現憲法の条項に依拠せず、すでに廃止され、効力のない旧憲法の条項に依拠していたというべきであり、検察官が、本罰則第三条を適用しようとするならば、好むと好まざるにかかわらず、旧憲法の精神の体现者として現われざるをえないことを示している。この検察官の立場こそ、本罰則の違憲性をあますところなく示すものといわねばならない。

第二に検察官は、被告人の憲法十九条違反という見解に対し、『公共の福祉その他諸般の必要から一定の行為を犯罪と規定し、これを刑罰の対象としうることは当然であって』と述べているがこれは問題のすりかえである。被告人は爆発物取締罰則が犯罪と

規定している『行為』の内容が、思想信条の自由を侵害するものであることを主張しているのであって、検察官の釈明はこの点に言及することをさげたものである。このことは結局、検察官が、本罰則が犯罪としている『行為』が思想・信条の自由を侵害しているということを黙示のうちに承認したものとわねばならない。

第三に本罰則三条の目的を『一般公共の安全、その生命身体財産に重大かつ広範囲にわたる殺傷損壊をもたらす、極めて危険な結果の防止』と述べているが、もし、本罰則の目的が『国家ニ大害ヲ与ヘル』ということではなく、このようなものであるとするならば、検察官の意図と逆に本罰則第三条の刑罰は他の公共危険罪と比していかにしく不均衡であるといわねばならぬ。なぜならば、本罰則の構成要件がこのような内容のものであるとするならば、刑法一七条激発物破裂のそれと何ら異なるものではなく、むしろ、刑法一七条には予備罪の規定はないが、これと同じ罰則をもうけている。刑法一〇八条、一〇九条に対しては予備罪(刑法一一三条)があるが、その法定刑は『二年以下ノ懲役ニ処ス但情状ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得』というものであり、本罰則第三条の『二年以上十年以下の懲役』とは比較にならない。従って、本罰則第三条の法意を検察官の主張することなく解釈するならば、刑罰の不均衡ということは一層鮮明になってしまふのである。

結局検察官はその釈明において、本罰則が合憲たることを示すために、本罰則の治安法規としての性格を蔽いかくし、公共危険罪に解消しようとした。だが、そうすることによって逆に、本罰則の内容が違憲であることがより明白になってしまったのである。と同時に私は検察官のこのような本罰則の類推解釈を諍駁する。な

せならば、検察官の行動は、私に對し、公共危険罪の名目で治安法規の罰則たる重罰を科せようとしているからであり、被告人の行為が『国家ニ大害を与フル』ものではなく、たにもかかわらず、『国家ニ大害ヲ与フル』ものとして処罰しようとしているからである。検察官の合憲論は、検察官のこの政治的目的達成のための単なる理屈にすぎない。」

ここで明らかにされているように、検察官の合憲論の本質は、爆取が治安法規であることを蔽いかくし、その法意を公共危険罪と同等なものであるかのようにあつかっているところにある。このような検察官の法廷での主張は、被疑者取調べの際における警官や検察官の発言及び行動と正反対のものであり、捜査機関の階級的役割を蔽いかくそうとするものである。だが、検察官は蔽いかくすのに熱中することによって、一つの矛盾を露呈することになった。

(三) 検察官の「目的」に関する混同と破綻

起訴状では「治安を妨げ」る目的については、「被告人は、沢善郎と共に謀の上、治安を妨げ、かつ、人の身体、財産を害せんとする目的をもって」と述べられているだけである。この起訴事実を立証すべき内容を明らかにするものである検察官冒陳では、この目的にかかわる内容は次のようである。

「共産主義者同盟の軍事組織であるR.G.では、同四六年四月ころから政府機関、自衛隊及び警察等に対する爆弾闘争を打ち出し、爆弾実験を行ったのち、同年九月初めには、各爆弾闘争を実行に移す方針を決め、被告人が爆弾の製造を担当することになり」

検察官によれば、「政府機関、自衛隊及び警察等に対する爆弾闘争」ということが、「治安を妨げ」る目的の内容だというわけである。検察官は起訴状にある目的の内容をこのように考えていたがゆ

傷あるいは損壊する結果を与えること」とあるが、このことは「治安を妨げ」ることに相当するのから「人の身体財産を害せんとする」ことに相当するのから、の二点にわたり釈明を求めた。検察官は前者に對しては「爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對して仕掛ける」こと自体が治安を妨げる事象の一つであると回答し、後者に對しては双方に該当するとこたえた。

以上の経過から明らかなのは、検察官は爆発物が警察等の官公署に對して仕掛られるということ自体を『治安を妨げる事象』と把握しているわけだから、爆発物を警察等の官公署に仕掛けるということ自体を爆発物取締罰則にいう『治安を妨げ』る目的と解釈し、この法令を適用しているということである。だがこのような解釈は、爆発物を使用する目的と爆発物が使用される(仕掛られる)対象とを混同したものであり、このような解釈にもとづく法令の適用は誤ったものである。

警察等の官公署に對して爆発物を仕掛けるということは、爆発物取締罰則一条に則して考察するならば、それは爆発物を使用するというに該当するものである。ところがもし検察官のようにならば、仕掛けることそれ自体を治安を妨げる目的と解釈して第一条を適用するならば、犯罪となるべき行為は、警察等の官公署に對して爆発物を使用するということになり、この場合『使用』という構成要件は『目的』と同義反復となるか、又は全く無規定なものとなってしまうであろう。

同義反復となるのは、『仕掛けることを目的として仕掛ける』という内容の場合であるが、この場合『仕掛ける』という目的を規定したことが誤りであったことを示しており、したがって第一条という目的は『仕掛ける』ことにあるものではないことは明

かに、弁護人の求釈明に對して「官公署に對して仕掛ける」という釈明をしたのであった。つまり検察官によれば、爆弾を「官公署に對して仕掛ける」ことは、「治安を妨げ」る結果を生じるから、「官公署に對して仕掛ける」ということが、爆取に規定する「治安を妨げ」る目的となる、ということなのである。だが、このような考えは、爆取が目的を処罰する目的罰であるが故に、目的の立証について厳密になされねばならないという旧来の裁判所の判例の立場から逸脱したものであり、全く誤ったものである。この点に關して被告人は「求釈明書四」で次のように批判した。

「検察官は起訴状において、被告人は『治安を妨げ、かつ、人の身体財産を害せんとする目的をもって』爆発物を製造したと述べている。そして冒頭陳述書においては、この『目的』にかかわる内容を『共産主義者同盟の軍事組織であるR.G.では、同四六年四月ころから政府機関、自衛隊及び警察等に対する爆弾闘争を打ち出し』としている。

冒頭陳述の以前におこなわれた求釈明において、弁護人が起訴状にある『治安を妨げ、かつ、人の身体財産を害せんとする目的』という言葉について『誰が、いつ、誰あるいはいかなる財産に、いかなる方法で爆弾を使用することなのか』と釈明を求めたのに對し、検察官は『爆弾製造後、近日に共産主義者同盟の軍事組織であるR.G.構成員をして右爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對して仕掛ける、関係人及び物を殺傷あるいは損壊する結果を与えることである』とこたえている。

この釈明に對して被告人は、①『爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對して仕掛ける』とあるが、このことは『治安を妨げ』ることにとどのように関係するのか。②『関係人及び物を殺

らからである。それは『仕掛ける』爆発させることによってひきだされたと予想されている事態をもって目的としなければならぬ」とも示している。

次に仕掛けることを目的として使用するということを同義反復ではないと主張するならば、検察官は『使用』ということを『仕掛ける』という意味以外に用いていることを意味しているのであるが、その場合、この『使用』という言葉の意味は一体どのような内容になるのか。この場合、『使用』という言葉の概念のなから『仕掛ける』という意味を除外すれば、それは一般的な予備行為(仕掛けるための)を意味するものとなり、第一条に規定されている『使用する』という概念からははずれてしまふであろう。この場合、明らかに『仕掛ける』ことを規定している第一条の『使用』ということの解釈を誤るものであることは自明である。

従って、検察官が釈明書にあるような『爆弾製造後近日中に共産主義者同盟の軍事組織であるR.G.構成員をもって右爆弾を政府機関、自衛隊、警察等の官公署に對して仕掛ける、関係人及び物を殺傷あるいは損壊する結果を与えることである』ということや、また同じことであるが、冒頭陳述にあるような『共産主義者同盟の軍事組織であるR.G.では同四六年四月ころから政府機関、自衛隊及び警察等に對する爆弾闘争を打ち出し』ということをいくらか立証したとしても、爆発物取締罰則第三条にある『第一条の目的』を何ら立証したことはないからである。これらの内容は第一条の『使用』に關連するものであり、第一条の『目的』には該當しない。

そういうわけで、検察官は冒頭陳述書において、起訴状にある『

治安を妨げ、かつ、人の身体財産を害せんとする目的」について何ら明らかにしていないのである。結局検察官は、爆発物の使用に関連している爆発物が仕掛けられる対象・目的と、その対象に爆発物の仕掛けをもって爆発物を使用する人間のもつ目的とを混同し、後者を規定している第一条の「目的」を爆発物が仕掛けられる目的物と解釈し、法令解釈を誤っているのである。」この批判に若干の補足をしておこう。まずいくつかの判例をみてみよう。

「爆発物取締罰則第一条違反の罪は謂学上所謂目的罪であって治安を妨げる目的又は人の身体財産を害する目的を構成要件の主観的要素とするものであり、……本罰則における目的につき、その内容たる事実の認識は単なる予見ないし未必的認識をもってはならず、確定的認識を必要とするのが相当である。」

(昭和三十七年六月一日新潟地裁長岡支所判決)。同条はその所定の使用目的を極めて重視し、この目的の下に爆発物を使用した場合には、等しく公共危険罪に属する刑法第一一七条の罪等に比して特に重い法定刑を以って臨んでいるのである。従って右使用目的は、極めて厳格に考えるべきであって、結果発生に対する単なる未必的な認識、予見の程度を以っては同条所定の目的ありとなすことは妥当ではなく、確定的な認識、予見を必要とするのが同条の合理的な解釈といわねばならない。」(昭和三十九年三月二〇日福岡地裁判決)

これらの判決から明らかにすることは、第一に、爆取は目的罪だから、爆発物を使用する目的を、その確定的な認識、予見でなくてはならないとしていることである。

検察官の冒険は、このふたつの条件をふたつながら満足させてい

ない。第一の点に關していえば、検察官が「目的」の内容として「官公署に対して仕掛けること」は、使用目的を罪の構成要件の主観的要素としてとりあげているのではなく、爆発物の使用という行為、つまり使用行為に含まれる主観的要素に他ならない。爆取に規定されている「治安を妨げ」る目的は、「官公署に対して仕掛ける」といったものではなくて、例えば「官公署に対して仕掛ける」という使用行為によって得られる政治目的であることは明らかである。検察官は使用行為に含まれる主観的要素を、目的罪の構成要件たる使用目的という主観的要素にすりかえていたのであり、単なる使用行為を処罰する公共危険罪の構成要件に含まれている主観的要素を、目的罪の構成要件における主観的要素であると主張しているのである。

第二の点に關しては、検察官は「官公署に対して仕掛けること」の結果が、「治安を妨げる事象」であると考えており、ここからこれを「治安を妨げ」る目的の内容としているのであるが、これではその「目的」は「結果の発生に対する単なる未必的な認識、予見」とどまっているものと考えざるをえない。

この「求釈明書(四)」は二月七日の第九回公判で明らかにされた。検察官及び裁判所は、最初は求釈明の趣旨をつかみかねていたが、被告人の補足的説明で事態の本質が、起訴状に記載されている「治安を妨げ」る目的が、冒険で立証されていないという検察官の訴訟行為の破産にせまる問題であることが明らかであることを理解するやいなや、直ちに強権を行使した。検察官は「被告人の独自の解釈で、検察官と見解の相違によるもので、この点については既に釈明済みである」といって釈明を拒否し、すかさず深谷裁判長は「裁判所もそう考えます」(この発言は公判調書には記載されていない)

と述べて求釈明を打ち切ろうとしたのであった。

この日には、被告人の求釈明書(三)、及び(四)、の他に弁護人からも求釈明書が提出されていたが、検察官は逃げの一手をきめこみ、弁護人、被告人の激しい追求に対しても、裁判所は検察官をかばい通した。最終的に、弁護人が「治安を妨げる目的について検察官は冒険陳述書記載以上のことは立証する考えはないという趣旨か」と念をおし、検察官がこれに「冒険陳述書記載のとおりであって、それ以上立証する意図はないし、被告人及び弁護人の求釈明に応じる必要を認めない」とこたえて幕となった。

この検察官の混同には、二つの意味がある。第一は爆取を公共危険罪と同等にあつかい、「治安を妨げ」る目的を立証することなしに重罪を科せうとすることであり、第二は、被告人が「過激派」であることによって、「治安を妨げ」る目的を具体的に立証しなくとも、裁判所は検察官の処罰を認めるであろうということである。実際に裁判所は検察官の意見に追随し、検察官の期待を裏切らなかつた。

われわれは「治安を妨げ」る目的に關する検察官のこの混同と訴訟行為の破綻とを決して許しはしない。今後も、この問題を中心的な争点として闘い、検察官の誤りを暴露してゆく。

一九七八年四月三日

竹谷同志出獄す

一九七二年二月に逮捕されて以降五年十月月ぶりに、竹谷同志が去る十二月十九日に満期で出獄した。一九七六年七月十九日に上告棄却され、懲役五年の刑を科せられた同志は八月十二日に下獄し、十月十八日から一九七七年十二月十八日まで水戸少年刑務所で服役していたのである。

竹谷同志は下獄後も共産主義者として対監獄闘争を闘い抜いた。その結果、一九七七年五月三十一日に二十日間の懲罰にかけられ、三級から四級に降級され、懲罰執行以降は独居に拘禁され、映画やテレビや演芸を見ることを禁止されたことをはじめとして、多くの差別処遇を受けた。その結果、同志の身体はいちじるしく痛めつけられている。

われわれは竹谷同志に対する当局の仕うちを決して忘れはしないだろう。竹谷同志の未決勾留中の党活動の経験が、十・一三以降のわれわれの獄中の党活動の基礎となっていることはいうまでもないことである。ただ、竹谷同志の場合、自からの身体をコントロールする点において十分ではなく、当局につけ入るスキを与えることとなった。われわれは健康管理の面でも新たな地平を切り拓いており、竹谷同志の健康を破壊した当局に対してしかるべき措置をとるであろう。

とまれ竹谷同志は健康を回復しつつあり、党活動を再開している。次号に、われわれは竹谷同志の報告を掲載するであろう。

(編集委員会)

右被告人に対する爆発物取締罰則違反被告事件にかかる検察官の公訴につき、被告人は左の通り公訴棄却を申し立てる。

昭和五二年一月三〇日

被告人 竹内 毅

京都地方裁判所刑事第二部 御中

記

第一、爆発物取締罰則には法律としての形式的効力がない。

一 最高裁第二小法廷（昭和三四年七月三日）判決批判
爆発物取締罰則は、帝国議会開設以前の明治一七年に太政官布告として制定されたものであり、旧憲法七六条第一項の規定により、旧憲法下において法律と同一の効力を持った命令の規定として違由ノ効力ヲ有ス」ものとされてきたものである。

現憲法施行に際し、独立命令にも法律としての効力を認めてきた旧憲法の体系からそれを否定する現憲法の体系への移行のための経過措置として、昭和二年法律第七二号が制定された。

その結果、現憲法下において、法律をもって規定すべき事項を規定した旧憲法下の命令の規定は、昭和二年一月三十一日限りで失効することとなった。旧憲法制定以前の国法についても、旧憲法七六条第一項が廃止されるにともない、議会の関与なしに制定された

命令の規定として、それらのうち現憲法下において法律をもって規定すべき事項を規定したものについては、先述した旧憲法下の命令と同様に失効した。

ところが、当局が法律第七二号の規定を無視し、爆発物取締罰則についてすでに効力を失っているにもかかわらず、国法から削除しなかつたことによつて、この法令は効力を有するものとして取扱われてきた。

こうして、爆発物取締罰則の法律としての効力は裁判所で争われることになり、最高裁第二小法廷は、昭和三四年七月三日の判決において、爆発物取締罰則の法律としての効力を是認した。この判決は、数々の誤りの上に打ちたてられたベテンの内容であり、現憲法に則して無効である。このことについて、以下に明らかにしてゆきたい。

(一) 刑法施行法二二条と二五条との法的相異について

最高裁第二小法廷判決（以下判決と略記す）は、明治四一年の刑法施行法二二条をもって、爆発物取締罰則が「形式上においても旧憲法上の法律と同一の効力を有することとなり」と判断し、この判断の根拠を昭和四年四月六日最高裁大法廷判決に求めている。

ところが、判決で問題とされている刑法施行法二二条と、大法廷判決で問題とされている刑法施行法二五条とは、その法律的性格を異にしており、刑法施行法二五条の法律的性格を同法二二条のそれと同一視することはできない。

具体的にみれば、同法二五条は、刑法施行と共に効力を失った旧刑法（太政官布告として制定されたもの）の一部分を法文のうちにとりあげ、当分の間その法律としての効力を有することを定めている。ところが、刑法施行法二二条の場合には、旧憲法七六条の規定によつて効力を有していた爆発物取締罰則の第一〇条について、それが旧刑法の規定とかかわりのあつた条項であつたが故に、それを廃止することが定められていたにすぎない。つまり、前者の場合、太政官布告刑法の一部分でありながら、その他の部分の効力が失われて以降も効力を有することが法律によつて定められ、こうして、それは旧憲法下における制定法と同一の形式的効力を獲得したのである。これに対して、後者の場合は、第一〇条が廃止されたといふことを明記しているだけであるから、太政官布告としての性格を有していた爆発物取締罰則が、その性格を変え、旧憲法下における制定法としての形式的効力を獲得したことを意味してはいない。後者の場合は、旧憲法七六条の規定により、太政官布告といふも法律改廃の手續きによらなければ改廃できないとされていたので、同罰則一〇条を廃止するに当たり、法律によつてそれを行ったのである。

したがつて、刑法施行法二二条は、同法二五条の場合と違って、爆発物取締罰則に新たな形式的効力（制定法という）を与えたわけではなく、それは、旧憲法七六条の規定によつて、爆発物取締罰則が有していた法律としての効力が実証されたことを意味するにすぎないのである。

判決はこの両者の間の法律的性格の相異を無視し、爆発物取締罰則が、旧憲法下において、旧憲法七六条の規定によつて、その法律としての効力を実証したことを意味するにすぎない刑法施行法二二条による改正を、布告刑法の一部分に制定法としての効力を与え、

それを旧憲法下の法律と同一の形式的効力を与えた刑法施行法二二条と同一視し、後者に対して下した大法廷判決を採用することによつて、旧憲法下の法律と同一の形式的効力を持つていない爆発物取締罰則に対して、あたかも、形式的効力を有するかのように見せかけているのである。

刑法施行法二二条の規定は、爆発物取締罰則の旧憲法下における法律としての効力が、旧憲法七六条によつて与えられたものでありその効力が実証されたこと以外のことを意味してはいない。これを刑法施行法二五条の規定と混同することは許されない。

(二) 最高裁判決は全面的に破産している。

以上に述べたところから、判決が「明治四二年に至つて形式上においても旧憲法上の法律と同一の効力を有することとなり」と判断を下している部分については、誤つたものであることが明らかである。ところで、この誤りはこの判決全文全体の趣旨にかかわらざるを得ないものであり、この誤りによつて、この判決全体が根拠のない判決にならざるを得ない。

というのは、判決は、太政官布告が議会の関与により成立したものであるとなく、したがつて、このような国法は現憲法に規定する法律の規定と相入れるものでなく、その法律的性格は命令の規定とすべきであることを認めており、したがつて、判決の趣旨は、議会の関与なしに成立した命令の規定が、その後の経過によつてどのようなして議会の関与を得た法律の規定に変質していったか、ということを示すところにある。そして判決は、この変質を論証する決定的な事実として、明治四一年の刑法施行法二二条による爆発物取締罰則一〇条の廃止に言及しているのである。

したがつて、この言及が、実際に、太政官布告刑法を制定法の形

式へと変質させた刑法施行法二五条の例に依拠して、これとは性格の異なる同法二二条による爆発物取締罰則の変質をも論証しようとするものであった以上、刑法施行法二二条と二五条との間の法的性格の相違が明らかになれば、爆発物取締罰則の形式上の効力は全然実証されないのである。そしてそればかりか、爆発物取締罰則の旧憲法上の法律と同一の形式上の効力が実証されなかったことによつて、判決の趣旨が正反対のものに転化せざるを得ず、爆発物取締罰則の無効が、論理必然的に導かれざるを得ないのである。

こうして判決は、刑法施行法二二条についての正しい解釈に基づけば、爆発物取締罰則の無効を宣言しなければならぬものに他ならず、かくてこの判決は爆発物取締罰則の法律としての効力を立証することに失敗したものであり、この判決に依拠した裁判所の判断は正当なものとはいえないのである。

(三) 法制局第一部長回答は問題をすりかえている。

判決は、議会の関与による爆発物取締罰則の法律としての形式上の効力の獲得を論証することによつて、それが現憲法七三条六号に違反しないことを示そうとしたものであった。この試みは破産したことが明らかとなった。

ところが、法務省や司法当局にあっては、爆発物取締罰則は、議会の関与なしでも現憲法七三条六号に違反しないという見解が存在している。つまり、太政官布告のうち、「旧憲法がこれに法律と同一の効力を与えていたもの」は、昭和二年法律第七二号で失効することが定められている「命令の規定」には当たらないというのがそれである。

昭和二八年二月一三日法制局第一部長回答は、太政官布告のうち法律と同一の効力を持っていたものについて、「旧憲法下の法律制

定機関が、もしその旧憲法下における効力を否認しようとするならばそのために適当とされる措置をとり得たにかかわらず、新憲法施行に至るまでであつてそのことをしなかつたということは、この種の国法を法律と同一の効力を有するものとしてこれに黙示ながら承認を与えたものということが可能であり」という判断を示している。

だが、このような判断は問題のすりかえを行っている。「議会の関与」ということが問題となつたのは、法律の制定の手續きに関し、このように問題となつたのは、現憲法が独立命令に罰則を設けることを禁止しているからである。したがつて、「議会の関与」ということが問題となるのは、「法律と同一の効力を有するものとしてこれに黙示ながら承認を与えた」といった関与の仕方ではあり得ない。

法制局第一部長回答がすりかえている問題とは、旧憲法下では旧憲法七六条の規定によつて太政官布告の法律としての効力については議会の関与を必要とするものではなかつたこと、したがつて、旧憲法下の帝国議会による太政官布告の制定法への改正は形式上の効力をそれと与えるためではなく、法令の内容上の改正が問題であつたということであるにもかかわらず、これを、あたかも現憲法七三条六号の規定とかかわりのある、議会の関与による法律の形式の付与であるかのように論じていることである。

つまり、帝国議会が「黙示ながら承認を与えた」ということは、太政官布告としてのその形式に法形式を与えたということではなく、その内容に關してなのである。なぜならば、旧憲法下の帝国議会においては、太政官布告の形式上の効力が問題となるようなことは、旧憲法七六条の規定によつて法律的な意味においては起り得なかつたからである。これに反して、新憲法施行に際し制定された法律

第七二号は、まぎれもなく太政官布告の形式そのものを新憲法七三条六号との関連で問題としていたのである。結局、法制局第一部長回答は、旧憲法下の帝国議会において、太政官布告の形式についての承認ということが全く問題にならなかつたにもかかわらず、「黙示ながら承認を与えた」ことが形式についての承認であるかの如く装っているのである。

(四) 栗田調査官の解説は法制局第一部長回答のすりかえを見逃している。

最高裁判所栗田調査官は、判決についての解説で、「いやしくもこの規定の内容、実質が新憲法の条項に反しない限り、その制定の手續、形式が新憲法の条項に反すると否とにかかわらず、新憲法施行後も引続き効力を認められる」と述べている。これは、憲法九八条一項についての解釈であつて、栗田調査官は、この条項は、憲法施行に際し、憲法と内容的に違反するものについてはその効力を認めないものであるが、法令の制定の形式について、新憲法の条項に反するかどうかを問題にしてはいるわけではないと述べているのである。

このような考え方は、旧憲法七六条の規定についての美濃部の解釈である。「凡て国家の機関が正当なる権限内に於て定められた行為は国家の行為として効力を有するもので、後にその権限が失われたとしても、それが為にその効力を失うものではないことの原則から生ずる当然の条項である」というものと共通している。だが、この論理が、太政官布告にも当てはまるものであれば、栗田調査官は「黙示的承認」や、またそのことによつて爆発物取締罰則が、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令」の規定ではなく、「現に効力を有する法律」の規定であつたことを論じる必要もなかつた。

たのである。

にもかかわらず、栗田調査官や法制局第一部長回答が、何故、爆発物取締罰則等の太政官布告について、「命令」の規定かもしくは「法律」の規定かということ論じなければならなかつたかといえは、それは、憲法九八条一項は旧憲法七六条のような経過措置規定を定めたものではなく、憲法には旧憲法七六条のような内容の条文はなく、その代わりに、法律七二号が経過措置規定を定めているからである。

そして、栗田調査官や法制局第一部長回答は、結局は旧憲法下であつて、法律を以て規定すべき事項を規定した命令は、「日本国憲法施行の際現に効力を有する法律」の規定であり、「命令」の規定ではないということを主張しているのである。そうすることによつて、これらの命令は、法律七二号の規定にはかわりがないとされているのである。

だが、このような主張も、歴史的事実に基づかない誤つたものである。というのは、旧憲法施行以前の国法は、旧憲法七六条の規定によつて、旧憲法下において法律としての効力を有していたわけであり、法律としての効力を持つていたというものは、これらの国法が、法律の規定であるということの意味していなかつたのである。

だから、栗田調査官や法制局第一部長回答の見解は、旧憲法下で法律としての効力を有していた命令の規定は、法律の規定とみなすべきであるということにすぎないのである。

このように見解は、すでに述べておいたすりかえによつて粉飾されているわけであるが、すりかえを暴露してゆけば、つまるところ旧憲法七六条が、命令の規定を法律の規定へと変更させる力を持つたものである、ということになるのである。だが、このような旧憲

発させることを必要とせず、爆発の可能性の有する物体を爆発すべき状態におくだけで足りるとし、また、非常に重い法定刑を科していたのである。

明治時代の中期ならばともかく、今日では、爆発物によって「国家ニ大害ヲ与エル」といったことはほとんど不可能になった。こうしたなかで、「治安ヲ妨グ」る目的についても、立法趣旨に於いて判断されることがなくなってきた。そのあいまいさが明らかになってきたのである。

最高裁判所は、昭和四七年三月九日の判決で、「治安ヲ妨グ」る目的について、すでに下級審で打ち出されていた見解を採用し、次のように述べた。

「所論は、爆発物取締罰則は、その構成要件である『治安ヲ妨グ又ハ人の身体財産ヲ害セントスルノ目的』の概念のうち、ことに『治安ヲ妨グ』るの概念が極めて不明確であり、かつ刑が過酷であつて、憲法に違反する旨主張する。しかし同罰則にいう『治安ヲ妨グ』るとは、公共の安全と秩序を害するものと解するのが相当であつて、不明確とはいえないから、この点の所論は前提を欠き……」

つまり、最高裁は、『治安ヲ妨グ』の解釈として、「国家ニ大害ヲ与」えるという立法趣旨や「我國の安寧秩序を」妨げるという旧来の裁判所の見解を排して、新たに、それを「公共の安全と秩序を害するもの」であるとしたのである。この最高裁の解釈は類推解釈であつて、刑罰法規の解釈における罪刑法定主義をふみにじつたものであり、こじつけである。

「治安ヲ妨グ」を「公共の安全と秩序を害するもの」というように解釈してしまえば、この構成要件は、刑法一七一条散発物破裂等の公共危険罪のそれと変わらないものになってしまい、爆発物取締

危険物に関する罪の相当部分は次の通りである。

「第一七〇条 ①爆発物を爆発させて、人の生命、身体又は財産に対する危険を生ぜしめたる者は、無期又は三年以上の懲役に処する。」

②前項の罪をおかじ、その結果人を死亡させた者は、死刑又は無期もしくは五年以上の懲役に処する。」

両者を比較すれば、準備草案が、爆発物取締罰則の「治安ヲ妨グ」る目的を「公共の秩序を乱し」に変えていることを除いて、「使用」の概念や重刑という点ではほぼ同罰則と同じであつたのに対して、新たな草案では、「公共の秩序を乱し」といった目的はすっかり省かれてしまい、公共危険罪と同等のものになっており、「使用」したがって、新たな草案では目的罪ではなくなつており、「使用」の概念を採用されておらず、また量刑についても、爆発物が引き起こした結果を考慮して、二通りの規定を置いている。

結局、先にあげた最高裁の判決は、その内容が丁度準備草案の内容と一致している。だが、準備草案が改訂されて、改正刑法草案が提出されている今日、裁判所は、爆発物取締罰則が無効であることを主張すべきである。

第三 結論

爆発物取締罰則は、その制定の形式が憲法七三条六号に違反している。さらに、その内容も憲法一一条、一九条、三六条等に違反しており、憲法施行によって昭和二年五月三日に失効したものである。爆発物取締罰則が、たとえ憲法施行と同時に失効しなかつたとしても、昭和二年法律七二号の規定により、昭和二年一月三十一日限りでその効力を失つてゐる。したがって、爆発物取締罰則三

罰則が、これら公共危険罪に比べて著しく重い法定刑を科していることの根拠がなくなつてしまふ。にもかかわらず、最高裁が何故このような類推解釈を行っているのか。それは、今日の社会では、爆発物によって「国家ニ大害ヲ与」えるといったことは不可能であることを最高裁が認めたことによる。そうであれば、最高裁は、爆発物取締罰則の立法趣旨が旧なつており、条文が現状にそぐわなくなつてゐることを認め、「治安ヲ妨グ」を「公共の安全と秩序を害するもの」というように判断するのであれば、量刑が不当に重いものとなり、したがつて違憲の法令であることを示すべきなのである。また、爆発物の「使用」という概念が、他の公共危険罪とは区別されてゐることについて、不当であることを明らかにすべきなのである。最高裁がそうしなかつたのは、この罰則がプロレタリアート及び被抑圧大衆の武装闘争に対する手段として利用されており、武装闘争に対する抑圧の手段として有用であると判断しているからに他ならないことを示している。

(三) 二つの刑法「改正」草案

爆発物取締罰則が違憲の法令であるばかりか、その内容が現状に合わなくなつてきてゐることを如実に示すものは、刑法「改正」に向けて法務省から公表された二つの草案である。

昭和三六年に公表された刑法準備草案、第十章爆発物に関する罪のうち、爆発物取締罰則第一条に相当する条項は次のようになつてゐる。

「第一八六条 ①公共の秩序を乱し、又は人の生命もしくは身体を害する目的で、爆発物を使用した者は、死刑又は無期もしくは五年以上の懲役もしくは禁固に処する。」

他方、昭和四九年に公表された改正刑法草案、第十章爆発物及び

条を適用した公訴は無効である。裁判所に対し、公訴棄却の決定をするよう申し立てる。

最後に、爆発物取締罰則に対するわれわれの見解を述べておく。爆発物は、プロレタリアート及び被抑圧階級にとつて、支配階級と闘う武器として役立つものである。ブルジョア階級は、プロレタリアート及び被抑圧階級が武器を所持することに對して、法律でもって禁止してきた。何故ならば、ブルジョア階級は、武器の所持を許すならば、これらの武器がブルジョア階級を打倒するために使用されることを知っているからである。ブルジョア階級は、単に武器の所持を禁止しているだけでなく、ブルジョア階級の意のままになる武装した人間の特殊な部隊、軍隊・警察・監獄官吏等を、たえずプロレタリアート及び被抑圧階級の丸腰の闘いに対する抑圧のためにかり出している。

こうして、プロレタリアート及び被抑圧階級の武器の所持を禁止している個々の法律は、あらゆる武器で武装した人間の特殊な部隊を掌握しているブルジョア階級が、プロレタリアート・被抑圧階級を意のままに支配するというブルジョア階級の階級的利害のために制定されたものであることが分かる。

したがって、われわれ共産主義者は、プロレタリアート及び被抑圧階級が自由に武器を所持することを禁止している爆発物取締罰則等を認めることはできない。何故なら、プロレタリアート及び被抑圧階級の武器の所持をブルジョア階級が禁止するということは、プロレタリアート及び被抑圧階級をブルジョア階級の武装した人間の特殊な部隊の武力の前に奴隷として服従させることを意味するからである。

プロレタリアートは、経済的解放を勝ちとるためには、ブルジョ

ア国家の政策に対して反対したり、民主主義的要求を提出して改良を得るだけではなく、ブルジョアジーを打倒し、ブルジョア国家を破壊し、プロレタリアートの独裁を樹立し、そうすることによって資本制の生産様式を廃絶し、生産手段の共同所有を実現する闘いに立ち上がらなければならない。

基本的人権の保障や民主主義は、ブルジョアジーに対するプロレタリアートの経済的服従がある限り、ブルジョア階級独裁のいちじくの葉である。このことを明らかにするものが、プロレタリアート及び被抑圧階級が自由に武器を所持することを禁示している法律である。ブルジョアジーは、国家権力は「公正な」第三者であると主張し、これらの法律の階級的役割をおおい隠そうとしている。だが「武器の知識を獲得し武器の使い方に習熟し武器を持つとつとめないような被抑圧階級は、抑圧され、虐殺され、奴隷として取り扱われても仕方がない」(レーニン)のである。

明らかに憲法違反の法令である爆発物取締罰則が最高裁判所等で合憲とされているのは、爆発物取締罰則のこうした階級的性格によるものである。だが、われわれは、政治局軍事委員、R.G.政治軍隊の路線を堅持し、国際非合法党建設に向けて進むことによって必ずや、ブルジョアジーの武器取締のための諸立法を無害のものとしてゆくであろう。爆発物取締罰則の如き法令が、裁判所の合憲という判断の下に治安当局によって適用されてきたことによって、われわれは多大な教訓をくみとることができた。最高裁判所の合憲判決は、長い目で見れば、ブルジョアジーの階級的利害に役立ってはいなかったことが明らかとなるであろう。以上

最終陳述書

私は、今日ここに、ブルジョアジーの利益を代表する検察官より論告・求刑なる階級的報復を宣告された。この報復は、私が、プロレタリアートの経済的解放の事業を目的とした革命闘争を遂行する非合法党共産主義者同盟(R.G.)に、労働者としての自らを組織し、活動を行ってきたことに対するブルジョアジーの階級的報復である。政治警察は、この報復を合法化するために、私を、爆発物取締罰則第九条違反として、告発したのである。

私は、ブルジョアジーの代弁者検察官の報復宣告を受けて、数日後になされるであろう判決なる報復にも、何ら幻想をもたない。なぜならば、われわれに対する裁判とは、プロレタリアートの階級闘争に対するブルジョアジーの報復制度であり、裁判官も又ブルジョアジーの利益を法秩序の名において守り、判決を下すという、階級的役割を担っているからである。私達は、政治警察の取り調べもブルジョアジーとの闘争の場であると総括したが、この裁判も又、ブルジョアジーとの階級闘争の場であるとす。だから、私のこの裁判に対する任務は、どのような報復を受けようとも、最後まで、共産主義者の義務を果し闘いぬくことにある。

私は、冒頭陳述において、階級闘争に対する原則的な思想的立場を明らかにしたが、この最終陳述においては、私が告発されている爆発物取締罰則批判、爆発物取締罰則違憲論、そして、プロレタリアートの解放闘争に対する思想的態度についてさらに深くのべたい。

△公訴棄却申立てについての編集委員会の注記▽

一九七六年一月二二日の初公判の後、竹内同志は、更新手続における意見陳述も含めて、合計五公判期日を認否の意見表明に費やしてきた。去る九月二二日の第六回公判によって意見表明を終了させた同志は、一月三〇日の第七回公判において、起訴状についての求釈明、弁護人の意見陳述に続き、公訴棄却の申し立てを行った。この日三時二〇分に開始された法廷では、すでに予定時間を四〇分もオーバーしていたにもかかわらず、裁判長は公訴棄却の申し立てについては一言も触れず、弁護人が閉廷を主張したのを退けて、「五分で済むから」ということで検察官の冒頭陳述を強行させた。

次回予定の一月二二日には、三〇分の時間しかなく、一応予定としては、検察官冒陳に対する求釈明と証拠請求が組まれているが、三〇分の時間では十分な求釈明闘争をやることのできないので、同志は、冒陳批判として、R.G.の武装闘争の正当性についての弁論を要求している。

境 雅子

(一) 爆発物取締罰則批判

.....略.....

(二) 爆発物取締罰則違憲論

.....略.....

(三) プロレタリアートの解放闘争に対するマルクス主義の原則的思想について

私は、正しい資本主義批判によって、プロレタリアートの経済的地位、そして革命的役割について明らかにし、階級闘争に対するマルクス主義の原則的思想を復権したい。

まず、資本主義を分析することによって、資本制生産様式が一つの奴隷制度であることを暴露する。

始めに、資本家と労働者の労働力の売買から分析する。商品の流通部面である労働市場において、貨幣所有者は、使用価値そのものが価値の源泉であり、消費そのものが価値創造であるような独自の商品労働力を見いだす。貨幣所有者が商品としての労働力を市場で見いだすための条件は、第一には労働力の所有者が自分自身の労働力を自由に処分することができること、つまり自分の労働能力と人格の自由な所有者でなくてはならない。労働市場での貨幣所有者と労働者は、法律上の人格的に平等な商品所有者として、一方は購買

者、他方は販売者としての関係を結ぶ。第二には労働力の所有者が自分自身の労働生産物を商品として販売するのではなくて、自分自身の労働力そのものを商品として販売しなければならないということである。労働力の価値は、労働者の労働力の生産費、つまりはその労働力の維持、増殖に必要な生活資料の価値に規定される。(生活資料の価値とは、生活資料に対象化されている社会的必要労働量である)この労働力という独自の商品に「購買者と販売者とのあいだの契約の締結によっては、労働力の使用価値がまだ現実には、購買者の手に移行していない」ということを伴なう。労働力の価値は、他の各商品の価値と同じように、それが流通にはいる前に規定されていたのであるが、一けたし、一定量の社会的必要労働が労働力の生産のために支出されたのだから、労働力の使用価値は、やがとその後に行なわれる力の発現にある。だから、力の譲渡と、力の現実的発現、すなわち使用価値としての力の定在とは、時間的にあい離れている。』(『資本論』P一八二)という独自の本性をもつ。

ここで、労働市場での、労働者と資本家の取引についてのマルクスの分析の発展を簡単にあとずけておこう。『経済学批判要綱』ではマルクスは次のように分析する。「資本と労働との交換を考慮すればそれが形式的ばかりでなく、質的にも異なる、そしてそれ自身対立した次の二つの過程にわかれていることがわかる。すなわち、(1)労働者は、彼の商品労働つまり他の商品と同じようにして商品としてやはり一つの価格をもっている使用価値を、資本が彼に譲渡する一定額の交換価値、一定額の貨幣と交換する。(2)資本家は、労働自体、すなわち彼は資本を維持し、倍加させ、そしてそれと供に資本の生産力、資本を再生産する力、資本自体に属する力となるところの生産力を交換で手に入れる。…第二の行為と第一の行為

働の関係を明らかにしなくてはならない。

労働市場での資本家と労働者の交換から、労働者のみが生きた労働として直接的生産過程のなかには入っていく。資本の直接的生産過程は、労働過程と価値増殖過程の統一である。労働過程をそれ自体として見れば、つまり、労働者の労働が使用価値を生産するために、労働対象へ労働手段を利用して、目的はたつきかけを行なう過程として考察した場合には、人間生活のすべての社会形態に共通なのである。ところが、資本の生産過程が価値増殖過程として考察された場合、労働者の労働は、労働過程での役割と違ってあらわれ。マルクスは「直接的生産過程の諸結果」において次のように述べている。「現実の労働過程では、彼は、労働手段を自分の労働の伝導器として役だて、労働対象を自分の労働がそこに現わされる材料として役だてる。まさにそうすることによってこそ、彼は生産手段を生産物の合目的な形態に転化させるのである。ところが、価値増殖過程の立場から見れば事柄は違って現われる。労働者が生産手段を充用するのではなくて、生産手段のほうに労働者を充用するのである。生きている労働が自分の客体的な器官としての対象的な労働のなかで自分を実現するのではなくて、対象的な労働が生きている労働を吸収することによって自分を維持し、増殖し、そうすることによって自分を増殖する価値すなわち資本となり、資本として機能するのである」(『直接的生産過程の諸結果』P二九)つまり価値増殖過程では、労働者の労働が生きた労働は、生産手段に対象化された労働に吸収され、合体されることによって、既存の価値を増殖し、資本に転化させる手段としてのみ現われるのである。そしてそれは、過去の労働の生きた労働に対する支配として現われるのである。資本の生産過程が労働過程と価値増殖過程の統一であること

との区別、すなわち資本の側からする労働の領有という特殊な過程が第二の行為である。一は、まさしく資本と労働との交換の貨幣が商品間の交換を媒介する交換との区別に他ならない。資本と労働との間の交換では、第一の行為が交換であり、まったく普通の流通に属している。第二の行為は、質的に交換とは異なる過程であり、そしてそれは一般にある種の交換とは呼べないことはないが、それは言葉の濫用というものである。それは直接には交換に対立しており本質的に別の範ちゅうである。』(『経済学批判要綱』P一九七)すなわちマルクスは、資本家と労働者の貨幣を媒介とした一つの交換のなかで、労働者の側からする、労働力の販売とひきかえに資本家の貨幣を得る行為が普通の交換であり、流通に属しており、資本家の側からする貨幣の譲渡と引きかえに労働力を手に入れる行為は交換といえない。一資本の側からする労働の領有という特殊な過程として、資本家と労働者の側からみた二つの行為を区別している。そして以降の研究のなかでマルクスは、資本家の行為、一資本の側からする労働の領有という特殊な過程、一とは、「労働者が売るものは彼の労働そのものではなくて、彼の労働力であって、彼は労働力の一時的な処分権を資本家に譲り渡すのである」(『賃金、利潤、価格』P五二)労働者の労働力の処分権として解明している。以上のように、労働市場において資本家は、労働者との交換(価値法則の貫徹のうち)で労働力の処分権を得たのである。つまり資本家は「紡績工の労働力の日分または一週間分の価値を支払うことによって、その労働力をまる一日、まる一週間使用する権利を得たのである」(『同』P五七)

次に資本家が労働力の処分権を行使する過程すなわち、資本の直接的生産過程を分析し、そこにおける生きた労働の役割、資本と労働は先きのべたが、労働が使用価値の生産のためと、価値の増殖のためとと別々になされるのではない。労働過程は価値増殖過程の手段として現われるのである。マルクスは「直接的生産過程の諸結果」において「労働過程が価値増殖過程として現われるのは労働過程でつけ加えられる具体的な労働が社会的に必要な労働のある量(その強度によって)であって、その量が社会的な平均労働の一定の量に等しいとされている、ということによるのであり、またこの量が、労働に含まれている量のほかにある追加量を表わしているということによるのである。これは特殊な具体的な労働を必要とする平均労働として量的に計算することである」(『同』P三五)とのべている。「資本論」において、労働過程は価値形成過程・価値増殖過程の考察において定式化される。マルクスは、まず資本の生産過程を労働過程として分析した後で次のように考察する。「さて労働過程は、それが資本家による労働力の消費過程として行なわれるとき、二つの独自の現象を呈する。

労働者は彼の労働の帰属者たる資本家の統制のもとで労働する。資本家は、労働が整然と進行し、生産手段が目的的使用されるように、かくして原料がもっとも無駄使ひされず、労働用具が大切にされる、すなわち作業中のその使用によって余儀なくされるかぎりではか傷められない、一ように見張っている。

ところで第二に、生産物は資本家の所有であって、直接的生産者たる労働者の所有物ではない。資本家は、たとえば労働力の日価値を支払う。かくして労働力の使用はほかの各商品、一たとえば彼が一日じゅう賃借した馬、一の使用と同じように、その日じゅう彼に属する。商品の使用は商品の購買者に属する。そして労働力の所有者は、事実上、自分の労働を渡すことによってのみ、彼によって

販売された使用価値を渡すのである。彼が資本家の作業場にはいった瞬間から、彼の労働力の使用価値が、つまり労働力の使用たる労働が資本家に属したのである。資本家は労働力の購買によって、生きた酵母としての労働そのものを、やはり彼に属する死んだ生産物形成要素に合体させたのである。彼の立場からすれば、労働過程は彼によって購買された商品たる労働力の消費にほかならぬが、しかし彼は、この労働力に生産手段を附加することによってのみそれを消費することができる。労働過程は資本家が購買した諸物のあいだの、彼に属する諸物のあいだの一過程である」(『資本論』P一九四)そして価値形成過程、価値増殖過程、すなわち新たな価値の創造と形成が考察される過程では、生産手段に対象化された労働と労働者の生きた労働は、商品の価値を形成する一般的社会的必要労働に還元して考察される。

まず、価値形成過程である。「さて、われわれは、一〇封度の糸という生産物の総価値を吟味しよう。一〇封度の糸には二日労働日が対象化されている。すなわち二労働日は棉花と紡錘量とに含まれ、半労働日は紡績過程で吸収されている。同じ労働時間は一五シリングの全量で目らる表示する。だから、一〇封度の糸の価格に該当する価格は一五シリングであり、一〇封度の糸の価格は一シリング六ペンスである。

わが資本家はびっくりする。生産物の価値が投下された資本の価値に等しいのだ。投下された価値は増殖せず、何らの剰余価値も生みださなかつたのであり、つまり貨幣は資本に転化しなかつた。一〇封度の糸の価格は一五シリングであり、しかも一五シリングが商品市場でこの生産物の形成諸要素に、また同じことだが労働過程の諸要因に支出された。一〇シリングは棉花に、二シリングは消

労働者が労働過程で遂行する労働量の限界を示すものではない」に期待するのである。なぜならば、労働者は労働市場での資本家との交換において、労働力の交換価値を賃金として資本家から受取るかわりに彼自身の労働力の処分権を資本家に譲渡したのであるから、一日中の労働力の使用は資本家に属しているということ。そして、これには労働力は一日中労働しうが、労働力の日々の維持費には半日分しか要しないという事情、つまり労働力の日々の使用が創造する価値は、労働力の価値・賃金として表示される労働力の日価値の二倍の大きさであるという事情を有するからである。

マルクスは、独自の商品労働力によせるこのような資本家の期待を考察したあと次のようにのべている。「わが資本家には、彼を微笑させるこの事情があらかじめわかつていた。だから労働者は作業場において、六時間にとどまらず一二時間の労働過程に必要な生産手段を見いだす。一〇封度の棉花が六労働時間を吸収して一〇封度の糸に転形するとすれば、二〇封度の棉花は、一二時間労働を吸収して二〇封度の糸に転形するであろう。われわれは、この延長された労働過程の生産物を考察しよう。二〇封度の糸のうちには、いまや五労働日が対象化されている。一四労働日は、消耗された棉花一および紡錘量のうちに対象化され、一労働日は、棉花によって紡績過程で吸収されている。しかるに五労働日の金(貨幣)表現は三〇シリング、すなわち一ポンド六シリングである。つまり、これが二〇封度の糸の価格である。ところが過程に投げ入れられた諸商品の価値総額は二七シリングであった。糸の価値は三〇シリングである。生産物の価値は、その生産のために投下された価値よりも、一だけ増加した。つまり二七シリングが三〇シリングに転化した。それは三シリングの剰余価値を産んだ。手品はついに成功した。貨

耗された紡錘量に、三シリングは労働力に。膨張した糸の価値はなんの役にもたない。けだし、糸の価値は、さきに棉花・紡錘・および労働力に配分された諸価値の総計に他ならぬのであって、既存の諸価値のこうした単なる合計からは決して剰余価値は発生しえないからである。これらの価値は今やすべて一個の物に集中されているが、しかしそれらは、一五シリングという貨幣額が三つの商品購買によって分割される前には、この貨幣額において集中されていたのである。」(『資本論』P一九九)このように価値形成過程においては、生産物の価値は投下資本の価値に等しく、投下された価値は増殖せず、剰余価値も生み出さないのである。では資本家はそのようにして、投下した価値を増殖させ剰余価値を生み出させるのであろうか? マルクスは次のように考察する。「もっと詳しく見よう。労働力の日価値は三シリングであった。けだし、労働力そのものには半労働日が対象化されているのだから、すなわち、労働力の生産のために日々必要な生活手段は半労働日を要するのだから。だが労働力のうちに含まれている過去の労働と、労働力が給付しうる生きた労働とは、一労働力の日々の維持費と労働力の日々の支出とは、二つの全く相異なる大いさである。前者は労働力の交換価値を規定し、後者は労働力の使用価値を形成する。労働者の生活を二四時間のあいだ維持するために半労働日が必要だということは、けつして、労働者がまる一日労働することを妨げない。だから、労働力の価値と、労働過程における労働力の価値増殖とは、二つの相異なる大いさである。こうした価値差額は、資本家が労働力を買ったとき、すでに彼が念頭においていたところである。」(『資本論』P二〇二)つまり資本家は、労働力を購買した時すでに念頭においていた労働力なる商品の独自性「労働力の価値を規定する労働量は、

幣が資本に転化した。」(『資本論』P二〇三)ここで、価値増殖過程が考察されている。労働者の生きた労働は、先の価値形成過程においては、六時間分の労働を吸収する一〇封度の棉花しかみださなかつたのであるが、今度は、一二時間労働を吸収することによって、つまり、二倍の生産手段に二倍の生きた労働を吸収させることによって、投下された諸商品の価値総額二七シリングを三〇シリングの価値に転化させ、三シリングの剰余価値を生み出したのである。以上のような資本の生産過程の内的作用の考察から、直接的生産過程での生きた労働と対象化された労働は次のようにあらわされる。

「資本家と労働者との一商品所有者としての一最初の交換過程によつては、ただ生きている要因、労働能力が資本の現実の姿の一契機として、生産過程にはいつてくるだけである。だが生産過程そのものにおいて、はじめて、対象化されている労働は生きている労働を吸収することによって資本に転化するのであり、したがって又労働が資本に転化するのである」(『直接的生産過程の諸結果』P四〇)資本家の貨幣は、労働過程の諸要因に転化したからといって、生産手段の姿をとるからといって、生産手段は、即、資本になるのではない。対象化された労働が生きた労働を合体吸収することによってはじめて、対象化された労働(生産手段)は資本に転化するのであつて、労働が資本に転化するのである。

労働過程が価値増殖過程の手段として現われるようになると、直接的生産過程での、資本家と労働者の関係は①労働者に対する資本の指揮②強制労働③生産手段への労働者の従属、として現われる。価値増殖過程で生みだされた剰余価値は、資本に再転化され、増

大した資本として現われる。追加資本を資本たらしめるためには、すでに就業している労働者以外の新たな追加労働力を必要とする。それゆえ資本の蓄積は、この過程の機構そのものが、新たな労働者をつねに生み出し、労働者階級を増大させるのである。そしてたえず、労働者自身の労働は、彼に外的なものとして対立し、支配する労働条件を拡大された規模の資本として、再生産するのである。このような資本の生産過程の連続性は、資本と賃労働関係を永遠化するものである。

マルクスは次のように述べている。「かくして、資本制的生産過程は、それ自身の進行によって、労働力と労働条件との分離を再生産する。かくすることによってそれは、労働者の搾取条件を再生産し、永遠化する。それは、たえず労働者をして生きるために労働力を売ることを余儀なくさせ、たえず資本家をして致富のために労働力を買うことを得させる。資本家と労働者とは、購買者および販売者として商品市場で対応させあうものは、もはや偶然ではない。後者をたえず自分の労働力の売手として商品市場に投げかえし、彼自身の生産物をたえず前者の購買手段に転化させるということは、過程そのものの筋書きである。事実上、労働者は、彼が自分を資本家に売るまでに、資本に属している。彼の経済的隷属は、彼の自己販売の周期的更新や彼の個人的雇主の変化や、労働の市場価格の動揺によって、媒介されると同時に隠ぺいされている」(『資本論』P六〇七)もはや、資本制生産過程の出発点であり基礎であった、労働生産物と労働の分離、労働条件と労働力の分離を、生産過程の結果として再生産し永遠化する。それは、労働者の搾取条件の再生産であり永遠化である。労働力の不連続の売買は、この必然的結果として再生産されているのである。だから、労働者は労働力を資本家に

売る以前すでに労働者階級として資本家に経済的に隷属しているのである。労働者の自己販売の周期的更新、個人的雇主の変化、市場価格の動揺は、この経済的隷属を隠ぺいし、労働者と資本家の取引が自由・平等な商品所有者同士の取引であるかのような外観をもたらすのである。労働力の不連続の売買が、資本の生産過程の必然的結果としてもたらされるようになると、資本家と労働者の交換関係は「流通する仮象にすぎぬもの」であり、「労働力の売買は形式とならぬ」。なぜなら、労働者は、絶えず、自分の労働生産物を、彼がそれに要請したよりも多くの労働をもって買いかどさなければならぬからである。マルクスは次のように説明する。

「労働力と交換された資本部分そのものは第一には、等価なしに取得された他人の労働生産物の一部にすぎぬのであり、第二には、その生産者たる労働者によって填補されねばならぬばかりではなく、新たな剰余ももたずして填補されねばならぬからである……略……その内容は資本家がたえず等価なしに取得するすべからず対象化された他人の労働の一部を、より多量の生きた他人の労働とたえず再び転形するということである」(『資本論』P六〇三)資本の生産過程でのこのような資本家による労働生産物の取得、他人の不連続の取得についてマルクスは続ける「本源的には、所有権は自己労働に基くかに見えた。少くともこうした仮定がなされねばならなかった。けれど、平等な権利を有する商品所有者たちだけが対立しあうのであって、他人の商品を取得する手段は自己商品の譲渡だけであり、しかも商品は労働によってのみ生産されるものだからである。所有はいまや資本家のがわでは他人の不連続またはその生産物と取得する権利として、労働者のがわでは自分自身の生産物を取得することの不可能性として現象する。所有と労働の分離が外観

的には、それらの同一性から生じた一法則の必然的結果となる」

(『同』P六一三)賃労働が生産の基礎となる商品生産においては資本家の他人の不連続・生産物と取得する権利と労働者が自分の労働生産物と取得する不可能性は、資本と賃労働関係から必然的にもたらされる。資本制取得法則・所有と労働の分離がたえず労働者の搾取条件を再生産し、生産手段の独占者資本家階級へ働く人労働者階級を経済的に隷属させるのである。資本制生産過程は流れにおいてみれば、商品を生産するばかりではなく、剰余価値を生産するばかりでなく、資本関係そのものを、一方には資本家を、他方には賃労働者を再生産するのである。だから、資本制生産制度は奴隷制度なのである。

以上の資本主義批判において、生産手段を独占する資本家階級へ、労働する頭と腕の外には何も売らざるべきものをもたない労働者階級の経済的隷属は、資本制取得法則所有と労働の分離から必然的にもたらされるものであり、そしてこの生産手段の独占者への働く人の経済的隷属の諸条件は、たえず資本制生産様式そのものによって、拡大再生産されることを明らかにして来た。そして労働者階級の経済的地位と資本制生産様式について、マルクスの次の言葉をかりる。「賃労働者は、ある時間を無報酬で資本家のために(したがってまた剰余価値にたかる資本家の伴食者たちのために)はたらくかぎり、自分の生活のためにすなわち生きることを許されるのだということ、全資本主義的生産制度の中心問題は、労働日の延長または労働力の生産性の発展ないしその緊張の強化などによって、この無償労働を増大させることにあるということ、したがって賃労働制度は一つの奴隷制度であり、しかも労働者のうけとる支払いがよりよくなるかよりわるくなるかには無関係に、労働の社会的生産力の発展

につれてますます苛酷なものになる奴隷制度である」(『ゴードン領批判』P五二)

今日の日本は、資本制生産様式が支配的な社会である。したがって、ブルジョアジーがどんなに資本家と労働者が自由・平等な関係であるとのブルジョアイデオロギーをふりまこうとも、この社会は生産手段の独占者資本家階級に働く人労働者階級が経済的に隷属していることによって成り立っているのであり、この二大階級の利害は、非和解的にますます対立が深まっているのである。そしてこの結果、資本家には富がますます集中され、労働者には貧困・圧迫・隷属・墮落といった災禍がたえず膨脹してふりかかっているのである。

マルクスは『資本論』において「この転化過程のあらゆる利益を横奪し独占する大資本家の数のたえざる減少につれて貧困・抑圧・隷属・退廃・搾取の程度が増大するが、しかしまた、たえず膨脹するところの、そして資本制生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織されるところの、労働者階級の叛逆も増大する。資本独占は、それとともに、またそれのもので、開花した生産様式の枠となる。生産手段の集中と労働の社会化は、それらの資本制的外被と調和しえなくなる時点に到達する。この外被は粉砕される。資本制的私有財産の葬鐘が鳴る。収奪者たちが収奪される」(P八〇三)として資本制生産様式そのものによって、階級の廃止と共産主義革命の物質的諸条件が作り出されることをのべ、プロレタリアートの革命的役割について明らかにしている。

以下第一インスター規約前文を復権し、プロレタリアートの独裁について述べている部分。……略……

ブルジョアジーは政治的にも支配する階級となり、自らの生産手段の独占を擁護し、経済的支配を永続化させるために、ブルジョア国家権力を利用して行っているのである。だからプロレタリアートの経済的解放のために労働者階級は、自らを支配階級にたかめ、プロレタリア独裁権力をうち立てることを義務とするのである。

プロレタリアートは、ブルジョアジーを打倒する闘争において、階級支配の道具であるブルジョア国家機構をそのまま利用することはできないのである。したがってプロレタリアートの経済的解放のための不可欠の条件は、このブルジョア国家機構を暴力によって打ち砕き、破壊しつくすことによって、プロレタリア独裁をうち立てることなのであり、それはプロレタリアートの義務なのである。

以上のような、マルクス・レーニン主義の階級闘争に対する原則に基づいて、労働者階級の経済的解放を目的とし、プロレタリア独裁権力をそのための手段として、革命戦争を戦術としてかけ、組織に対する中央集権主義の思想を具体化する非合法党共産主義者同盟(RG)に、労働者としての目らを階級として組織するために結集してきた。このことに対して、ブルジョアジーは、法秩序の名のもとに、階級的報復を加えているのである。だが、ブルジョアジーのこのような報復は、自らの墓穴を掘るようなものである。革命的プロレタリアート人民は、三里塚の鉄塔抜き打ち撤去に、東山氏の虐殺に、そして裁判所の訴訟指揮に、爆取合憲判決に、ブルジョア国家とブルジョア法とブルジョア民主主義がブルジョアジーの階級支配のための道具であることを見抜き、ブルジョアジーに対する階級的憎悪を燃やし、益々強固な闘いを組織して行くであろう。そしてこのような階級対立の非和解的深まりは、革命戦争が不可避であることを告げているのである。

この物質的諸条件に基づいて、共産主義者同盟(RG)は、断固として、これまでの路線をゆるがせることなく、中央集権主義思想に導かれた非合法党を、プロレタリアートの利益を代表する前衛党として建設していくであろう。

我々は、今回の政治警察の攻撃の教訓から学び、プロレタリアートと結合したPB・YB・RG政治軍隊を党の中核とした職業革命家の非合法党を必ず再建していくであろう。

私は、プロレタリアであり女性である。私は従順な賃金奴隷として、男性の家内奴隷として生きることを望まない。私は、労働者階級の経済的解放を目的とした共産主義革命の事業に、男性プロレタリアと平等な権利と義務をもって参加していく。なぜならば、女性の解放は共産主義革命による階級の廃止によってのみ可能だからである。だから私は、断固として、ひるむことなく、労働者階級の経済的解放を目的としたプロレタリアートの革命的事業に、自覚したプロレタリアとして、女性として、参加していくことを宣言して最終陳述を終わりたい。

最後に、東京地裁に対して抗議と要求をしたい。

東京地裁が、東京拘留所に拘留されている被告である共産主義者同盟(RG)の同志達七名、東アジア反日武装戦線の六名、日本赤軍の奥平氏の接見禁止解除要求を却下しつづけていることに対して断固として抗議する。

東京地裁は、接見禁止を東アジア反日武装戦線の六名には二年以上、同志達七名、奥平氏には半年以上も続けているが、これはブルジョア法刑罰法八一条を利用した、政治的制裁以外のなにものでもない。裁判所は、ブルジョアジーの意を受けて、ブルジョア法で保

障するところの基本的人権・被告人の防禦権、公正な裁判を受ける権利を自ら奪い取り、人民の前にブルジョア法とは、裁判所とは、ブルジョアジーの階級支配の道具であることを自ら暴露しているのである。

東京地裁は、この不当な接見禁止をただちに解除すべきである。私は、前記した十四名の接見禁止の解除を東京地裁に断固として要求する。

一九七七年七月五日

被告人 境 雅 子

東京地方裁判所
刑事二一部二係御中

通 信 欄

X氏へ
(1)我々はそちらからの第一の手紙の期限内に速達でそちらの要望通りに行動したが、第二の手紙を受取った。

(2)我々の手紙がなくなる設定して下さい。(我々のポストを次々と消耗していたのでは仕方がない。)

(3)『赤報』等についての意見は、公然と提起すべきであって、すべてを秘密のルートでやらなければならないということではなく、中央機関誌を媒介にした討論を進めること、代筆者を確保しさえすれば、それ自体は無害なことも、定期的な通信によって道が開けるはず。

Y氏へ
遠方経由の手紙をずっと以前に受けとり、部落問題についての意見をずっと待っています。

T氏へ
三月二六日に伝え聞いたところによると連絡を再開されるということでした。通信を待っています。

今回の政治警察のわが党に対する攻撃は、一方で党中央部から党中央部全体に対する逮捕・起訴を何があんでも行おうという政治警察の攻撃に示されるように、他方でわが党と少しでも関係のある部分にたいしてのきなみ捜索を行うということに示されるようにわが党の根絶を狙ったものであった。それは決して一定の容疑者を狙ってなされたものではないし、また単なる一定の闘争に対する事前弾圧を意味するものではない。この特徴を明確にするため、我々の過去の闘いとそれに対する政治警察の動きを若干見ておくことにしよう。

六七年一〇・八闘争に始まるヴェトナム反戦闘争と結合した大衆実力闘争は日本階級闘争を新たな地平へと押し上げることになったが、それに対する警察の動きは次のようなものであった。

「以上のような現状に対処して当庁としては全庁的な体制により総合警備対策の積極的な推進にとめるほか、個人装備をはじめとする警備装置の充実、管区警備部隊の新設等集団警備力の強化のための措置を強く推進する所存であります。

この時期において各位におかれては、警察の内部体制と警察と市民との関係について謙虚に再検討を加え、従来の教訓を十二分に生かし、先般のこの会議においてとくに強調しましたように、全都道府県警察を上げて警察各部門の統合力が発揮されるよう、また警察の立場が広く国民の支持をうけるよう努められたのであります。具体的な警備計画に基づいてのたゆまぬ警備訓練と、日常諸般の警

察活動において市民の信頼を得るよう誠実な努力を傾注することはこれがため不可欠のことであり、またその基盤として士気の高揚が何よりも大切であると思っております。」(一九六八年十一月四日 新井長官訓示)

このように警察は、警備力の増強、群衆対策、そして市民(国民)の支持、理解そして協力を得ることを中心にして対応している。むろん情報収集の強化に関しても全く述べられていないわけではないが、これはこの段階では警備力の効果的使用のための不可欠の手段として述べられているにすぎない。その中心はあくまで警備力の強化にあった。この警備力の強化はむろん単に機動隊の増員、操備の強化ではなく、第一に、広域、集団警備体制であり、それは管区、地方の間に於る動員体制、警備以外の部門からの警備への臨時動員体制としてなされた。第二には、教育機関等と連携した拠点つぶし、検門、検索等による事前弾圧であり、第三に検察庁・裁判所と一体となった大量逮捕・大量起訴・長期拘留といった弾圧、第四に市民対策としての自警団の創出等によるいわゆる一日戒厳令といわれる弾圧体制であった。かくして警察は一九六九年十、十一月闘争のあつと勝利を宣言することになるのであるが、これは一九六九年四・二八闘争において基本的に明らかになっていたことであり、共産主義者同盟はここから戦術問題を契機とし、党の革命をめぐって党内党派闘争へと突入するわけである。

いうまでもなくこの党内党派闘争は革命戦争・軍事組織の問題

をめぐっておきるのであるが、同時にそれはそれを組織し、指導する党の内実を問うものであった。そしてそこで不可避的に軍事組織、非合法組織の建設が日程に上るのであり、政治警察との闘争が組織の存亡をかけて行われはじめるわけである。われわれにそくしてい

えば、一九六九年赤軍派、一九七〇年日向派、そして一九七一年秋の烽火一派、旧神奈川左派との党内党派闘争を通して六九年來問われていた問題に基本的な解答を与え中央集権的な非合法建設をなしとげていったのであるが、一九六九年から一九七二年に至る過程において真の革命的部分が革命戦争を行ないつつ、中央集権的な非合法建設を建設していく過程であり、一九七一年に武装闘争は一挙に拡大することになる。そしてそれに対して警察は一九七一年末から七二年にかけて新たな対応をなしていくわけである。すなわち、一九七一年十二月二十九日「極左取締本部」設置、七二年五月警察庁公安三課の新設がそれである。

一九七一年十二月二十五日警察庁が発表した「極左取締本部設置案」はこう述べている。

「①急進四派を中心に過激活動家の行動監視、情報収集、②アジト摘発のための「ローラ調査」、③活動家、爆弾など武器の移動防止のための検門、④政府機関等の重要施設、要人宅の警戒、警備」(「読売」一一・二六)

そして警視庁のみで専従追跡捜査八百人を創設し、
①約二百人のウルトラ過激派の徹底的な追跡、②アジト発見、③指名手配者三百人の逮捕などに当らせ、情報もここに集中させ有機的に追いつめていく(「毎日」一一・二六)

さらに一九七二年六月に発表された警察庁統合対策委員会制作の「七〇年代の警察」は警備対策として①「ゲリラ、テロなどの凶悪

事案対策」②「組織的、計画的な違法事案に対する対策」③「国民の理解と協力を求める方策の推進」について述べているがその①について次のごとく述べている。

「テロ活動やハイジャック及び爆発物、銃器使用などのゲリラ活動等の各種の凶悪事案や国際的背景を有する各種喋報謀略事案が予想されるほか、従来経験したことのない、あるいは予想もできないようなタイプの事案の発生も予想される。これらの事案に対しては内外の情勢を的確に把握しながら、犯行グループの行動や拠点について視察を徹底し、とくに政財界人あるいは在日公館員や来日要人などに対するテロ等に備え、不慮な企面の非候把握に努めるとともに、火薬類、劇毒物、銃器、刀剣類等凶器として使用されるおそれのある物件に関する取締りを強力に推進し、事前の段階での検挙に全力を傾注して、事案を未然に防止することに努める。また事案発生に際しては、警察の総力をあげて犯人を検挙し、組織の中核や背後関係をつき追跡、捜査を徹底して凶悪事案を防止し、国民の不安感を一掃するよう努める」②に関しては「長期的には軽微なものであっても、違法事案が組織的、計画的に繰り返されることは、国民の違法性についての感覚をマヒさせ、社会秩序維持の基盤を著しくせいで弱にすることとなりかねない。このような組織的かつ計画的違法事案に対しては、初期の段階から、とくに、厳正かつ徹底した取締りを行うことに努める。」と述べている。

このように警察庁は公安三課を新設し、極左暴力取締本部を設置して警視庁だけで八百人の専従者をおくとともにそこに情報が集中される体制を作り捜索、情報収集を開始するわけであるが、「七〇年代の警察」で述べられているのがその基本方針である。その②「組織的、計画的な違法事案に対する対策」は別にとりわけ新しいも

のではなく一九六〇年代末に述べられていたことが繰り返されていくにすぎない。また①の「ゲリラ、テロなどの凶悪事案対策」に關しても「犯行グループの行動や拠点についての視察を徹底し」「不穩な企圖の兆候は握り努める」といった程度のことであらば従来の延長を出るものではない。ただ「事案発生に際しては、警察の総力をあげて犯人を検挙し、組織の中核や背後関係をつき追求、捜査を徹底して凶悪事案の統発を防止し」と述べており、組織の中核の破壊を狙っているのであり、ここでは「事案発生に際しては」と限定されているのはあくまでたてまえであって（「結社の自由」）非合法組織中核の粉砕が直接的な目的とされていることはいうまでもない。そうでなければわざわざ八百人も警視庁だけで専従を作る意味もないわけである。では以上のごとき体制と方針に基づいて警察は一体何をやったのか。新聞によれば七二年三次にわたるアパート・ローラ、そして同じく七二年二回にわたる全国ホテル、旅館、モテルなど二〇万ヶ所前後の一斉捜査、その他検門等を適宜極左暴力取締本部を中心として、他の警官を動員して実施している他には指名手配容疑者月間と名うって犯人逮捕のための専従者を配しての指名手配写真、過激派狩出しポスターを張ったり、テレビのスポットニュースを流すといった所である。周知のごとくこれらは犯人逮捕という点では、またアジト発見という点でもほとんど実効のないものであった。いわばこれは一方では警察側の「ウルトラ過激派」のための全警察機構の動員体制、情報収集の体制を整備し、訓練するためのものであり、他方では過激派狩りキャンペーンといった意味以上を持ったものではなかった。しかしこの前後から過激派に対する権力側の質が転換していくことは、これらと並行して検察庁一裁判所と一体となった捜査、逮捕状の乱発、保釈拒否、そして証拠な

しの公訴、フレイムアップ、さらには長期接見等の禁止といった攻撃、マスコミとの協業関係の形式（被逮捕者の自供をうながすニセ情報の発表、情報を得るためのたれこみ、諸大衆組織を爆弾犯人にしたたあげるキャンペーン等々）、民間防犯団体の育成、結合等といった所に示されている。このような政治警察の対応に対して当時のわが党の機関紙はこう述べている。

「警察がこのような作戦をたてたのは実は根拠があり、それは①川島陽子逮捕そしてそのアジトからの押収品によって更に二ヶ所の捜査と二名の逮捕、②RG一名の逮捕とその自供からRG構成員の大量の指名手配・・・等に味をしめ「イモズル式」を狙ったものである。この様な壊滅方針が可能となるのは、証拠品となる物、また人を一ヶ所に集中させている場合、また八派の様に合法主義の故に政治警察の「監視」を可能にしやすい条件を持っている場合、そして「完黙」に徹底せず、自供する弱さ（・・・）の問題であって、政治警察の壊滅方針は避けられるものである。」

組織転換の途上にあつた一月において我々は数名の逮捕を許しはしたけれども、革命的マルクス・レーニン主義の原則を守り、特に中央集権主義の思想の復権にもとづく党組織の着々とした建設は政治警察の「イモズル式」追跡逮捕を許さなかつた。

しかし、この一九七二年の段階はまだ前哨戦であつた。つまり政治警察は警視庁において八百人程度の極左暴力取締本部専従班を作るとともに、そこに百名単位の臨時の対策班を作り、（「土田、日石ビー缶」フレイムアップ事件では二三五名といわれている）そして東アジア反日戦線に対しては一方では普通の捜査を行いつつ他方で完全に秘密なものとして、このグループを作りあげるといった体制の攻撃を組織してきたわけである。そしてその捜査に

おいてもやみくもの逮捕、捜索というのではなく、点張り、集中尾行方式（これも発見されたら五六名だけが分るようにし、このメンバーがまかれたあと他のメンバーがさらに尾行するといった高等手段を使っている）による組織全体の包圍へと移っていく。

このように政治警察の組織中核の破壊、組織絶滅を狙った攻撃はすでに一九七二年に宣言されており、政治警察は充分な訓練をつんで、我々の攻撃に取り組んだのであり、そして十ヶ月前後の準備期間において攻撃を開始したのである。政治警察の攻撃に対する我々の備えにどのような欠陥があつたのかについては現在我々は全党的な総括討論を進めている。だが今回の闘争は単に一ラウンドの終了にすぎない。我々はこの一ラウンドで相手のやり方、その態勢をばさりと知ることができた。我々はこの闘いからよく学び政治警察との闘争に必ず勝利できると確信している。

では最後に、公訴事実との関連で検察側の我々への起訴とこの裁判の意図を明らかにし、我々の態度を述べることにはしたい。

まず第一点に關してであるが検察側はピクリン酸が爆発物であり「塩素酸カリウム一二四グラム、ニトロセルローズ二〇二グラム鉛筆補助軸二五本、ニクロム線一七本、乾電池二十個、電池ホルダー七個、リード線四、一四メートル及びスイッチ二五個」が使用に供すべき器具に当ると主張している。しかし最高裁判所昭和三十一年六月二十七日大法院判決、大審院大正七年五月二十四日判決はそれぞれこう述べている。

「理化学上の爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態において薬品その他の資材が結合せる物体であつて」

「爆発物取締罰則ノ所謂爆発物タルニハ自然ニ爆発作用ヲ起スト他トノ衝突摩擦ニヨリテ爆発スルトヲ問ハズ爆発物中ニ爆発ヲ惹起

スベキ装置ハ存在スルヲ要ル」（挿点引用者）

このように爆発物取締罰則の成立当時は火薬はそのまま爆発物とされたのであるが（「爆発物取締罰則説明」）以後その解釈は改められており、火薬それ自身が爆発物であるのではなく、爆発させることができるよう、それが他の資料と結合されることによつて爆発物となるのであり、かつ同時にその中に起爆用の装置がなければ爆発物とはいえないのである。また使用に供すべき器具とは雷管とか導火線等のことをいっているのであつて上記のものは単なる薬品、日用品にすぎないかなる意味においても使用に供すべき器具とはいえない。

次に第二の「所持」の目的に關してであるが、それが「治安を妨げ、他人の身体財産を害する」為のものであることを立証するものはどこにもない。高村君、坂井同志、我妻同志、私、そして共產主義者同盟（RG）がどのような思想を持ちどのような主張を掲げていたかはそれなりに明らかにしようが、決してそれはその思想、政治主張と「爆発物所持」の結びつきを明らかにするものではない。

第三、第四に關しては私の関与するとされていることしか明らかにするにはできないが、共謀の根拠とされているのは高村君の自供であり、その中に私の名前、また私を示す人物は全く出て来ない。

以上のことは何を示しているかといえ、そもそもこの件は、その目的の立証という点においても、またその「所持」していたというものが「爆発物」「その使用に供すべき器具」であることを立証する点においても、全く不可能なのであり、「爆発物取締罰則違反事件」としては成立しえないこと。そして私に關していえば例え毒物及び劇物取締法、火薬類取締法事件としても全く起訴すべき根拠がどこにもないということである。

事実、高村君、坂井同志に対しては爆発物取締罰則違反ではなく、毒物及び劇物取締法、火薬類取締法が適用されており、それも後者はあとから付加されたものである。つまり彼らは段々とより重罪のものへと適用法律をエスカレートさせていったわけである。これは、何故かといえば、昨年十月一三日から政治警察はわが党とその読者に対して攻撃を開始したのだが、そのことによってわが党が大きな打撃を受けているにもかかわらず、わが党とその読者はその団結を崩さず、精力と意欲を保持しており、そしてこの不利な条件を利用して党建設を飛躍させんとしていること、これまで政治警察が接してきた党派と異質な内実として、これを知れば知るほど徹底したわが党の破壊を決意せざるを得なかったということであり、それ故、遅れて今年の二月に逮捕した我々は絶対的のがさず、そしてともかく重い判決を期待して起訴するということになったのである。つまりブルジョア国家が裁かんとしているのは実は私や我妻同志個人ではない。共産主義者同盟（R.G.）そのものなのである。そのことは起訴状そのものが示している。すなわちこの起訴状には普通入らない「被告人両者は、共産主義者同盟（R.G.）の構成員であるが」という一項が入っている。つまり検察側が知っていることは確かに共謀の事実も、その目的も、爆発物、使用に供すべき器具であるかどうかという点も不明確である。だがしかし彼らは共産主義者同盟（R.G.）の構成員だから裁かれるべきなのだ。共産主義者同盟（R.G.）の構成員だから、共謀したはずであり、したのであり、治安を妨げ他人の身体、財産を害する目的を持っていたはずであり、持っていたのであり、その目的のために爆発物、使用に供すべき器具を持っていたはずであり、持っていたのだ、持っていたのは爆発物使用に供すべき器具にほかならないのだといっているのである。

共産主義者同盟（R.G.）の徹底した、完全な破壊、これが彼らの第一の目的である。
第二の目的は爆発物取締罰則、共謀共同正犯の拡大解釈によって一層広汎なプロレタリアート、人民に対する弾圧においてより有効に使用することができるように武器をきたえておこうというわけである。すなわち所持の目的は共産主義者同盟（R.G.）のような団体の構成員であることをもって立証にかえることができるようにする。爆発物、使用に供すべき器具の概念を大巾に拡大解釈する。このことによって爆発物取締罰則の適用を容易にし、プロレタリアート、人民の武器の所持、武装をその萌芽状態において粉砕しようというわけである。もう一つの共謀共同正犯の拡大解釈に關してであるがこれは旧来は普通自供にもとづくものであった。すなわち自供を引き出すことによって、その自供を証拠として実行していない第三者を共謀したとして逮捕し起訴するというやり方であった。しかし今回の私への弾圧は自供なしで共謀共同正犯を適用しており、高村君の自供によって、共謀の可能性のある坂井、我妻同志は共産主義者同盟（R.G.）の構成員であり、そして私も共産主義者同盟（R.G.）の構成員である。だから私、吉田も共謀しているはずであり、共謀しているのだというわけである。これは共謀共同正犯を組織破壊のために最も有効に利用出来る解釈である。こういった解釈が通るようになれば、一つの事件で全組織の破壊の口実をブルジョア国家権力が握るようになることを意味する。
このように、我々への起訴・裁判には、一個二重の目的、共産主義者同盟（R.G.）の徹底した、完全な破壊と爆発物取締罰則、共謀共同正犯の拡大解釈があるのであり、我々はこの両方の狙いを断固として粉砕することによって共産主義者同盟（R.G.）と革命的プロ

レタリアート人民にとって有利な条件を防衛していかねばならない。むろん検察側は自らの目的を達成するため、戦前、戦後、蓄積されて来、この七〇年代に入って再度全面開花している偽証、証拠捏造、証拠隠蔽等のあらゆる手段にうったえるだろう。我々はそれを一つ一つ粉砕していくであろう。
わが共産主義者同盟（R.G.）は、スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義の復権の旗のもとその結成以来、思想的、実践的に、労働者階級の解放という労働者階級の共同の事業のために多くのことをして来た。我々は今回の弾圧に対して何よりも国際非合法党建設の前進、飛躍をもって答えるであろう。同時に裁判闘争においても断固としてその義務をはたすということとを述べ意見陳述を終りたい。

以上

公 判 日 程

- 六月 六日 正田慎介同志公判（二〇時）
竹内毅同志公判（京都地裁一〇時）
- 六月 十九日 正田同志公判
出張尋問（富山地裁一〇時）
- 六月 二一日 吉田・我妻同志公判（一時一五分）
正田同志公判
出張尋問（長野地裁一〇時）
- 七月 四日 大杉・藤沢・壬生塚・大賀同志公判（二〇時）
竹内毅同志公判（京都地裁一〇時）
- 七月 七日 吉田・我妻同志公判（一時一五分）
七月 二六日 吉田・我妻同志公判（一時一五分）
大杉・藤沢・壬生塚・大賀同志公判（一時）

連載(三) 政治警察の取調べ時の言行録

以下はある同志に対する政治警察の取調べ時に、政治警察が話していたことの内政治警察との闘争に関係あることの報告である。この同志に対しては政治警察はまことによく喋っており、我々の秘密活動に役立つ点多々あるので紹介することにした。ただし、この中には政治警察が正直に、また正確に語っていないことが含まれており、あくまで、一資料と考えて、批判的に研究することが絶対必要である。(編集委V)

(1) 政治警察の共産同(RG)の組織分析等について

今回の政治警察の弾圧は、警視庁公安総務課、公安一課、公安二課から構成したメンバーで行われ、五名でいたい一班であるらしい。班のキャプは大体警部補のようである(巡査が一番下で、次が巡査部長、その次が警部補で、次が警部……)。私を取り調べた三森班は総務課であるが、取り調べも各課の組み合わせでやる。彼らはXXを逮捕して自供させ、逮捕しているP・Bを再逮捕し、監獄の中に永久にとじこめておきたいのだそうである。また私の取り調べの中からRGを完全逮捕するといひ、吉田・我妻両同志を逮捕するといひっていた。

(2) 尾行の仕方について

私を調べたのは総務課の三森班であるが、三森班は、三森警部補、松本巡査部長(以下部長)、柏(かえき)部長、他二名の計五名である。この班はあとで述べる、私が郵便物を取りにいっていた私書箱を張り込むに当って組織されたことであつた。

「トル位離れてつけるから、後をキョロキョロ見たって確認できないよ。それにそんな見方をしても良く見えないだろう。」「俺達が一番こわいのは、商店のショーウィンドを利用して尾行を確認されるのだ。それでじっくり見られるとちょっとつけられない。」「本屋かデパートに入ってじっくり確認されるのが一番こわいよ。あと裏通りの一本道を歩かれるのはこわいよ。これだけは後からつけてゆかねばならないからな。」「(点張り)五人一組の尾行とを折りまけてやっているらしい。尾行の発見は上記のようでいいかもしれないが、点張りの発見に関しては、原則的に駅、バス停のチェック、さらに下宿、会社近くの車のチェックをやるしかないようだ。私の経験話しておく、私は歩いて二十五分位の所に勤務していたが、アパートと会社の間位に車を使って張っていた。車には大きな望遠鏡が置いてあった。車には誰も乗っていない時の方が多い。」「

「企業爆破の狼の時には、最初声明文を分析して、そしてこれは元レボリューション社関係の仕業じゃないかということで尾行しはじめたのよ。」「尾行していたら、一人大阪に下見に行ったのが確認されたのよ。それで逮捕にふみきったんだよ。でも自供がなかったら彼らがやらかさかどうかわからなかったよ。三日目で自供したよ。」「

「〇〇を最初にヤサに追い込んだのは俺だよ。それまでなかなか追い切れなかったんだよ。〇〇夜バスに乗ってヤサに帰ったんだよ。俺も一緒にバスに乗ったんだが乗客が〇〇と俺だけになったのよ。これはまずいと思っただけでバスを降りてタクシーで追いかけたよ。それでヤサが分ったよ。」「

「△△は尾行しているやつにニックネームをつけているんだよ。Aはなんとか、Bはなんとか。しかし五人でつけていたのは知らなかったんじゃないかな。三人だと思いきりの二人は知らなかったよ。」「

「尾行は絶対ばれないようにやれというのが上からの指示であった。絶対深追いやらないと上からいわれていた。だから危ない、ばれそうだなと思ったらほとんど尾行は中止にしている。東アジアの狼やなんかの時も、やはり分らないように尾行しろという指示だった。彼らに後から聞いたらほとんど尾行されているのが分つていなかった。一人だけ尾行したその日から知っていたやつがいた。こいつは、こんなまぬけなデカに逮捕されるものかと思っただけだよ。」「

「尾行の時若く見えるやつがいるだろう。それでもみんな二五才以上だよ。ジーパンをはいたりして着るもので若く見せているだけだよ。尾行は三十代がほとんどだ。尾行には女は使っていないよ。公安部には女はいないもの。」「(吉田同志はアベックの私服に逮捕されているのだからこの女性の話は信用できない)」「

「今、警視庁で日共を含む全党派を合せて尾行にでているのは二百人位だよ。良くおまえ達がいう様になんでも警察が知っているとウソだよ。班ごとに尾行用の車を持っている。これは班のやつらの車を使うんじゃないよ。車を借りてくるんだ。一ヶ月ずつの更新でな。だから車種もナンバーも一ヶ月に一度変わるよ。」「(警視庁は班に一台ずつ車を与えているらしい。車の借り賃は、班は一切関与せず。警視庁の方で自動的に払うらしい。尾行、張り込みは何ヶ月も同じ車を使うこともあるらしい。つまり同じ車を更新して。車はクラウンとか五、六名乗りが多いらしい。)」

「今はピツタリくっついて尾行はしない。百メートルか百五十メートルだよ。」「

(3) 尾行の失敗例

郵便局を張り込んでいたのは、三森班であるが、その日の張り込みは五名で、郵便局が駅の反対側かなり離れた(三百メートルほど)車の中に四人が待機し、郵便局の前の道路の真ん中に植えられた大きな木の陰で郵便局の出入を交替で一人が常時見張っていた。X君(今だにこの人物が分らないそうである)が郵便物を取りに来た時、木のかげで見張っていたのは松本で、彼の話によると次のようであつたらしい。

木の陰で張っていた所、丸い眼鏡をかけた髪の長い学生風の男が郵便局へ来た。最初郵便局に入らないでキョロキョロしていたのでこれはおかしいと思っただけで見ていたら、あたりをたしかめたあと、郵便局に入って行った。他の手紙を取りに来た人の陰になつて手紙を取ったかどうか確認できなかったが、これは怪しいということで車の四人に連絡した。手紙を取りに来たX君は郵便局を出て、あたりの様子を見てから交差点を渡って駅に向った。松本は交差点を渡った所まではX君を後からつけ、交差点を渡った所でわざとX君とは全然ちがう方向へいった。他の私服は一人が車で、三人は歩いてそれぞれX君を尾行したようである。AX君は買ったんキップを買ふりしながらまわりの様子を確認し、駅の売店で何かを買ふりをしてしながら実は何も買っていない私服を確認している。」「編集局以下この項のAV内は編集局VX君はそのあと府中駅前のバス停に並び、さらにバス停をかえて並んでいた。そして私服の一人がX君と一緒のバス停に並んでいた。ところが別なバス停にバスが入って来、X君は急に走ってそのバスに乗り込んだので、他の私服があわててすぐ追ってX君のすぐうしろから乗り込み、X君の目の前のつ

「四十六年の暮だか四十七年の一月に足立区にお前達のアジトがあったろう。あれ分っていたんだよ。アバートローラに行つてこれはおかしいというので張り込みはじめたのよ。出入りするやつの写真を取りはじめたのよ。○○の写真とったよ。○○をつづけていたら△△大学に行つたよ。◎◎と××はとうとう写真とれなかった。◎◎はあのアジトにいたのにさ確認されていないのよ。お前は近くの喫茶店に入った時××という名前で電話があったというのだけ確認されているのよ。そしたらお前達がなくなつちまったのよ。それ以後どこへ行ったか全然分らないのよ。ローラに行つてアジトが分つただけだけれども、こちらの体制は整わない内にお前達がとんずらしちまったんだよ。このアジトは左翼だというのは分つたけれどRG派のだとは分らなかつた。」（この話しは三森が公安部の誰かから聞いた話である。アバートは◎◎氏が契約した。四十六年暮だつたと思うが例のアバートローラがあり、◎◎氏がそれに対応した。そのあと我々に報告し、偽名だし、それに怪まれたようだと思つた。それで至急別のアジトを探し、一週間以内に引越したと思つた。部屋にはチリひとつ残さず指紋は全部ふき取つた。後から◎◎氏が不動産屋に解約することを電話した時、不動産屋はしつこく引越し先を聞いたり、一端解約しに来てくれといったそつだ。一人で住んでいるように見せかけていたのだが、隣近所の情報で三人が入りしていることが警察には分つていたようだ。） 以上

△編集後記▽

三月と五月の三里塚闘争は、プロレタリアート人民の偉大な覚醒を示した。闘いの炎が更に広大な火炎となつて燃え上ることができるよう。全人民的な煽動が組織されなくてはならない。我々の全国政治新聞の計画に続者の参加を呼びかける。（五月二〇日）

公判斗争資金カンパの要請

この二ヶ月余りのプロレタリアート人民の闘いは、今後の日本階級闘争にとつて深い影響を与えずにはおかないものであることは明らかです。闘いの教訓を学んで非合法組織の活動する政治的組織基盤が拡大強化されなければならず、単一の非合法党建設をめぐる真剣な党派闘争が組織されなければなりません。

共産主義者同盟（RG）と被告団は、政治警察、裁判所、拘留所がいくら分断しようとしても、党組織の基礎に一層深化された中央集権主義の思想をおいて、闘争を堅持し、党建設の新たな段階を切り拓く闘いを堅持し、党活動の基本的内容を政治的煽動の活動におくことを非合法組織に根づかせ、非合法党建設を一步一步と前進させてゆく決意をす。ブルジョアジーによる階級裁判に何の幻想ももっていない我々は、獄中の同志達の党活動を保障する体制を築きあげ、公判廷、長期拘禁等を階級闘争の戦場として把握し、宣伝煽動の場として利用するという態度を定め、裁判所、検察、拘留所等に対する闘いを進めてきています。この闘いには多くの資金が必要です。

公判斗争に対する支援と公判斗争資金のカンパを訴えます。
一口（五千円）以上

RG被告団

「RG救済ニュース」編集委員会

闘う労働者の政治新聞

赤報

■共産主義者同盟（RG）機関紙■

23号 発売中 !!

連絡先

横浜市西区高島町二一四一二

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せい社

カンパの送り先 第一勧業銀行虎ノ門支店

口座番号 〇四六一一二六一六二〇

(堀江幹男)

カンパ 五〇〇円